

資料

宇和島藩家臣の履歴史料

村越 一 哲

【要旨】 宇和島藩では歴代家臣の履歴を編纂した「家中由緒書」が17世紀半ばから19世紀半ばまでの約200年間に8回、編纂された。村越（2011）では、それらのうち第4回までの「家中由緒書」は家臣の提出した履歴書の内容をそのまま書き写したものであるのに対して、5年間の断絶を経て編纂が再開された第5回以降のものはそうではないことを指摘した。第5回以降の「家中由緒書」は、たんなる当主の履歴集などではなく、藩庁によって当主を中心に記述された家族史であった。それらは家臣から提出された履歴書とともに、藩庁に保存されていた出生や死亡に関する伺、届や願などの記録が動員されて家臣を統制する立場から編纂されたのである。第4回までの「家中由緒書」と第5回以降のものでは全く性格が異なるといえる。この結論にいたる過程で利用された史料が、宇和島藩に代々仕えた須藤段右衛門の手元に残された履歴史料であった。村越（2011）では須藤氏の履歴書の書式や原文の一部を示したものの、紙幅に余裕がなく原本そのものを示すことができなかった。そこで、本稿では筆者が収集した須藤氏の履歴書の原文を示すとともに史料を影印し、そのことをとおして上述の結論を再確認する。

【キーワード】 歴史人口学 アーカイブズ 家族史 履歴史料 宇和島藩

1. 課題

江戸時代、幕府や諸藩では歴代家臣の履歴、家系図あるいは両者を組み合わせ、いわゆる家譜が編纂された。代表的なものは、幕府の「寛永諸家系図伝」や、その増訂版と位置づけられる「寛政重修諸家譜」である。幕府がはじめて編纂した「寛永諸家系図伝」は、「江戸時代における武家の家系、家格の序列は本書によってその基礎をおかれた」（福井1987、p.98）といわれるように、人事や待遇など家臣統制のための遡及資料として利用されたと考えられている。幕府をみならい、諸藩でも家譜等の編纂がおこなわれた。本稿が対象とする宇和島藩では、「家中由緒書」と呼ばれる歴代家臣の履歴を中心とした記録が17世紀半ばから明治初年まで8回にわたりまとめられている¹。この「家中由緒書」は、「上士から下士のすべてにわたる家臣、つまり『家中』の藩主に対する奉仕

とその勤功の記録」であり「藩庁が特定の時期に、必要に応じて一定の形式を定め、それによって家臣から藩庁に提出させ、藩庁がこれを編纂し、家臣団統制とその実態把握の基本資料としたもの」と評価されている（三好1978、p.1）。家臣の手元にあったそれまでの奉公（勤務）や賞罰の記録が一定の期間ごとに決められた書式にしたがって書き改められて提出され、藩庁がそれらを「家中由緒書」として編纂したと考えられてきたのである。

果たして、そのように考えてよいだろうか。編纂された「家中由緒書」に含まれるそれぞれの家臣の由緒書が「正本」、家臣の手元に残されたものが「控」と判断してよいだろうか。筆者は、前稿においてこのように考えることの妥当性を検討し、そのことをとおして、第5回以降の「家中由緒書」が人口史料として高い信頼性を有していることを示した²。ここでは、第4回までの「家中由緒書」が家臣の提出した履歴書の内容をそのまま

まとめたものなのに対して、5年間の断絶を経て編纂が再開された第5回以降のものはそうではないことを指摘した。第5回以降の「家中由緒書」は、家臣から提出された履歴書だけでなく、藩庁に保存されていた出生や死亡に関する伺、届や願などの記録が動員されて編纂された当主の家族史であった。第4回までの「家中由緒書」と第5回以降のものでは全く性格が異なるのである。この結論にいたる過程で利用されたのが宇和島藩に代々仕えた須藤段右衛門の手元に残された履歴史料であった。この結論にいたる過程で履歴史料の書式や原文の一部を示したものの、紙幅に余裕がなく原本そのものを示すことができなかった。当該履歴史料へアクセスできなければ、第三者が筆者の推論過程を検討することができない。そこで本稿では筆者が収集した須藤氏の履歴史料を影印することを第一の目的とし³、上述の結論を再度確認することを第二の目的とする。

2. 宇和島藩家臣須藤氏の履歴史料

宇和島藩は、1614(慶長19)年、幕府から伊予宇和島10万石余を拝領した伊達秀宗が、宇和島へ入封した1615(元和元)年にはじまる。秀宗は1657(明暦3)年に五男宗純へ約3万石を分知したため、宇和島藩の表高は7万石余となったが、1695(元禄8)年に高直しが認められ10万石余へ回復した。それ以降明治維新にいたるまで表高に変更はなく、9代にわたり伊達氏が宇和島を統治し続けた⁴。

2.1 家中由緒書

宇和島藩家臣である須藤氏の履歴史料について検討するまえに、藩庁において編纂された「家中由緒書」およびそこに含まれている須藤氏の由緒書を概観しておく。

「家中由緒書」は第1節で示したとおり、17世紀の半ばから明治に入るまで第8回編纂された。本稿ではそれらを指す場合、たとえば「明和由緒

書」の「明和」のように、記述対象の最終年の和暦を“由緒書”に付し、“家中”を省略してそれぞれを表記する。第1回の「明暦由緒書」は1655(明暦元)年まで、第2回の「元禄由緒書」は1695(元禄8)年まで、第3回の「享保由緒書」は1721(享保6)年までを対象としている。これら3回までの「家中由緒書」では、対象期間に重複が認められる。それ以降の「家中由緒書」では、記述すべき期間の開始年と終了年が決められたため、そのようなことはない。1721(享保6)年以降1765(明和2)年までの約45年間を対象とした第4回の「明和由緒書」と、1770(明和7)年から1830年(文政13)までの約60年間を対象とした第5回の「文政由緒書」との間には重複期間はないが、5年間の空白期間が存在している。それ以降の「家中由緒書」には対象期間に重複も空白もみられない。第6回の「弘化由緒書」は1831(天保2)年から1846(弘化3)年までの16年間、第7回の「安政由緒書」は1847(弘化4)年から1859(安政6)年までの13年間、そして第8回の「明治由緒書」は1860(万延元)年から1869(明治2)年までの10年間を対象としている。

これらの「家中由緒書」のうち、須藤氏の由緒書が含まれているのは第2回「元禄由緒書」⁵、第3回「享保由緒書」⁶、第4回「明和由緒書」⁷、第5回「文政由緒書」⁸である。第6回「弘化由緒書」以降の「家中由緒書」には、名字の頭文字が「す」の家系の由緒書はなく、そのため、須藤氏の由緒書も含まれていない。それらが編纂されなかったとは考えられないので、後年失われた可能性が高いと判断される。

2.2 須藤氏の履歴史料

前述の須藤氏由緒書と後述の筆者収集の履歴史料によれば、初代須藤段右衛門は仙台に生まれ、2代藩主宗利が部屋住みのころから仕えていたが、宗利の藩主相続を機に宇和島に入り、1658(万治元)年に新たに百石を与えられ知行取となった。それ以降、須藤氏は藩制の終わる1870

(明治3)年まで7代にわたり藩主の側近くに仕えることになった。歴代当主の名はつぎのとおりである。

- 初代 段右衛門 (実名不詳)
- 2代 段右衛門 (実名不詳)
- 3代 与八郎頼貞
- 4代 段右衛門頼喬
- 5代 段右衛門頼方
- 6代 段右衛門頼在
- 7代 段右衛門頼明

ところで、筆者が入手した須藤氏の履歴関連史料は、過去帳写、法要記録、歴代当主の履歴書、勤書控、相続願(明治初年)などである⁹。須藤氏に関するこれらの記録史料の来歴は不明であるが、歴代当主の履歴とともに家族に関する記録がまとめられていることから、須藤氏の子孫のもとにあったものではないかと推測される。本稿で紹介する履歴書は、そのなかに含まれるつぎの4点である。

- (1)「一祖父段右衛門生国仙台」ではじまる初代と2代の段右衛門および3代與八郎の履歴が記されたもの(以下、「須藤與八郎履歴書」と呼ぶ)
- (2)「一父與八郎享保六丑年書上候以後左之通御座候」ではじまる、3代と4代の段右衛門の履歴が記されたもの(以下、「享保六年以後履歴書」と呼ぶ)
- (3)「一祖父須藤段右衛門明和二酉年書上候以後左之通御座候」ではじまる、4代、5代、6代の段右衛門の履歴が記されたもの(以下、「明和二年以後履歴書」と呼ぶ)
- (4)「父段右衛門文化三年書上候以後左之通御座候」ではじまる、6代、7代の履歴が記されたもの(以下、「文化三年以後履歴書」と呼ぶ)

以下では、これらの履歴書の原文を示し、そのことによって、2.1で示した藩庁編纂の「家中由緒

書」に含まれる須藤氏由緒書との関係を確認する。

2.2.1 須藤與八郎履歴書

「須藤與八郎履歴書」の1枚目に「初」という文字が記されているが、それは後年の書き込みと思われる。第一人称の「私儀」の立場から、祖父である初代、父である2代、そして3代自らの履歴が1714(正徳4)年6月まで記されている。それまで藩庁への提出を想定していなかったからであろうか、履歴といっても、召出、相続、死亡などの記述に限られており、後年のものに比して、内容は詳しくない。

「須藤與八郎履歴書」原文

初

一祖父段右衛門生国仙台

宗利公御部屋住の御奉公仕御扶持切米

被下置候 御入部之御供仕罷下候

万治元年戌十一月十一日新知百石拜領仕

寛文二年子八月為御加増五十石被下置

(1枚目終)

都合百五拾石被 仰付此外勤之儀

存不申候

一父段右衛門家督貞享三寅五月廿五日無

相違被 仰付難有奉存候段右衛門儀

度々江戸御供仕元禄四年未十一月十九日於

江府病死仕候

(改頁)

一私儀同年未十二月朔日於江戸被

仰付趣

宗利公部屋住の祖父相勤申候処幼少之

者二候得共百石被下置候由親類共え被

仰渡右之御知行拜領仕難有奉存候

宗贇公御小性間え元禄十六年御奉公

(2枚目終)

被 召出四年相勤申候宝永三戌五月

表え被 仰付御番御供相勤申候正徳元

卯年御国目付御方村越被遊御逗留

中御両所様え御番相勤申候
一正徳四年午六月十七日追手御的場御預ヶ
被成当年迄相勤申候
(改頁)
右之通御座候以上
(3枚目終)

この「須藤與八郎履歴書」の記述は、1721(享保6)年までを対象とした第3回「享保由緒書」に含まれる須藤氏の由緒書の記述と一致している。つまり、「須藤與八郎履歴書」は、享保6年に須藤與八郎から藩庁に提出された書上の「控」あるいは「控」の「写」である。このことから判断すれば、「享保由緒書」は、家臣から提出された履歴の「書上」がそのままとめられて作成されたといえる。

2.2.2 享保六年以後履歴書

「享保六年以後履歴書」の1枚目には「二」という漢数字が記されている。これは「須藤與八郎履歴書」に続くものとして、後年に書き込まれたものと思われる。「父與八郎享保六丑年書上候以後左之通御座候」という書き出しではじめられ、1721(享保6)年以降の3代與八郎(父)と4代段右衛門の履歴が当時の当主である4代の立場(私儀)から1764(明和元)年まで詳しく記されている。

「享保六年以後履歴書」原文
二
須藤段右衛門
一父與八郎享保六丑年書上候
以後左之通御座候
享保七年寅二月廿一日於溜之間
御家老中一統出席被 仰渡候趣ハ
的場役被 仰付平日骨折相勤
候付 御召御上下被下置候旨被
(1枚目終)
同十四年酉九月廿六日来春江戸

御供被 仰付候
同年十二月朔日江戸御供に付的場
役被成 御免候旨被 仰付候
同十五年戌正月十七日江戸御供に付
中先え乗船仕候
同年六月十三日於江戸表御省略
に付御人被相減候ニ付御在所え被相婦
候由被 仰付支度相調候由申出
(改頁)
同月十六日江戸表出立仕七月
十三日下着仕候
同十七年子二月廿九日於御用場
御兵具方役被 仰付寛保二年
戌正月迄相勤退役相続之儀
願上置病死仕候
一私儀
享保十巳年
御目見願申上十二月廿七日父與八郎
(2枚目終)
願之通被 仰付翌午正月二日始而
御目見仕候
寛保二年戌三月廿二日亡父與八郎
家督無相違知行百石被下置虎之間
御奉公被 仰付組入前躰穴戸
弥左衛門支配三之組入被 仰付候
同年三月廿六日御番入被 仰付候
同三年亥三月十七日於御用場
火事之節相働致指図等太儀
(改頁)
之旨被 仰聞江戸表えも御申上
有之由被 仰聞候
同年十月六日来春江戸御供被
仰付翌子二月十九日中先え乗船
仕候
同四年子四月十九日方角御防
に付二之手水之手番被 仰付
詰中相勤申候
同年十月十五日来夏御在所え之
(3枚目終)

御供被 仰付候

延享二年丑四月廿日於御用場

御防中無間斷相勤候為御褒美

御召御上下拝領仕候

同年四月廿三日 御発駕之御供仕

罷立候

同五年辰七月廿三日於御座之間

御懇之 御意之上馭馬上達

仕候由に付 御感状式通頂戴

(改頁)

仕候其上 御召御上下拝領仕候

寛延二年巳九月十二日於御用場

御扈從勤被 仰付候

同年十一月十七日於御用場御刀番

役御野方兼帶被 仰付相勤申候

同年十二月二日来春江戸御供被

仰付且又御旅中御取次御使者助役

被 仰付翌午年三月六日

御発駕之御供仕罷立候

(4枚目終)

同三年午七月七日於御座之間

御着府以来御供にも度々罷出

心掛相勤申候趣 御懇之

御意之上 御手自御羽織頂戴

仕候

同年十月十三日来夏御在所え之

御供被 仰付且又御道中川割

奉行被 仰付翌未ノ四月十九日

御発駕之御供仕罷立候

(改頁)

同四年未六月七日川割奉行被

仰付相勤候付為御褒美綾布

式端拝領仕候

同年六月十一日

伊織様附御小納戸被 仰付相勤

同年九月五日

伊織様附被成 御免御表え

相勤申候

宝曆三年酉七月十二日於御用場

(5枚目終)

御野方 御免被成勤方前躰被

仰付候

同五年亥八月廿二日来春江戸

御供被 仰付且又御旅中御取次

御使者助役被 仰付候

同年十月七日於御用場御野方

再勤被 仰付相勤申候

同六年子三月二日

御発駕之御供仕罷立候

(改頁)

同年七月十五日於 御寢所

御着府以来致出精相勤候由

御懇之 御意之上御内々

御手自御帷子御羽織頂戴仕候

同年九月十二日来夏御在所え之

御供被 仰付且又御旅中川割

奉行被 仰付候

同年十月十一日

御前様え 御目見仕候

(6枚目終)

同七年丑四月廿二日

御発駕之御供仕罷立兼而被

仰付候通室津迄川割相勤候處

御取次病人有之に付室津の御船

中御取次助役被 仰付相勤申候

同年六月十日於御用場御野方

被成 御免即日

伊織様附御小納戸被 仰付相勤

申候

(改頁)

同年六月廿二日於御用場御道中

川割奉行相勤候に付為御褒美

御目錄金式百疋拝領仕候

同年十二月廿六日於御用場

伊織様御用達助役被 仰付相勤

申候

同九年卯閏七月十七日於

御前御近習役被 仰付於御用場

右御近習御役扶持式人分 被下置
(7枚目終)

當日ひ

伊織様附被成 御免御表相勤

申候

同年八月廿一日

伊織様御用達相勤候様被 仰付
相勤申候

同年十月二日於御用場来春江戸
御供被 仰付御旅中元ノ助役被
仰付候

(改頁)

同年十一月二月悴豊八郎

御目見願之通被 仰付十二月

朔日始而

御目見被 仰付候

同十年辰正月十二日

伊織様附被成 御免御表相勤申候

同年二月廿二日於御用場御旅中
泊り御番仕御小性頭之方兼相勤
候様被 仰付相勤申候

(8枚目終)

同年二月廿五日去年旧知一統知
行高直被 仰付百弍拾弍石八斗
之

御朱印頂戴仕候

同年三月二日

御発駕之御供仕罷立候

同年九月十三日於御用場来夏

御在所え之御供被 仰付且又

御旅中元ノ助役被 仰付候

(改頁)

同年十一月廿二日於御用場

御着府以来出精相勤候由二付

御召御上下拜領被 仰付候

同十一年巳四月廿二日

御発駕之御供仕罷立候

同年六月十二日

伊織様御用達被 仰付相勤申候

同年八月十二日於

御前御目付役御軍使兼帯被

(9枚目終)

仰付於御用場右御役方被

仰付候に付百五拾石ニ御增高被成下並
雑用料共被下置候

同十三年未六月十六日於

御前 御懇之被成下

御意於御用場御帷子真綿弍把
拜領仕候

同年十月廿二日於御用場来春
江戸御供被 仰付申上ノ六月

(改頁)

朔日 御発駕之御供仕罷立候

明和元年申十月十三日来夏

御在所え之御供被 仰付候

同年十月廿一日於御用場被

仰聞候は平日御用向出精相勤其上

御供ニも度々罷出候付御小袖
被下置候旨ニ而拜領仕候

右之通御座候以上

(10枚目終)

名元覚

曾祖父

須藤段右衛門

実名相知申候

祖父

須藤段右衛門

実名相知申候

御近習被 召出候節然茂太夫

家督後段右衛門と相改

父

須藤段右衛門ヨリサタ頼貞

当時私

須藤段右衛門ヨリタカ頼喬

初名宮松享保十六亥

年十二月十六日ひ段右衛門と

相改申候

(11枚目終)

「享保六年以後履歴書」の記述は、第4回「明和由緒書」に含まれる須藤氏の由緒書の記述と一致している。したがって、「享保六年以後履歴書」は、「須藤與八郎履歴書」と同じく1765（明和2）年に提出された履歴「書上」の「控」あるいは「控」の「写」といえる。このことから、第4回「明和由緒書」は第3回「享保由緒書」同様、家臣から提出された「書上」がそのまま、まとめられたと判断される。

ところで、1721（享保6）年以降1765（明和2）年までの約45年間を対象とした第4回の「明和由緒書」については、作成過程を定めた「明和二年由緒書提綱」¹⁰が残されている。それによれば、家臣が提出する由緒書に記載すべき項目の基本は、第一に家督相続に関する事、第二に格・禄・職の変化に関する事、第三に賞（御意、下物等）に関する事である。また上述の提綱には由緒書の書式が示されている。それはつぎのとおりである。

【明和由緒書書式】

一、曾祖父 祖父 何某、享保六年書上候以後、左之通御座候。

何年何月何日何々と段々可認候。

一、私儀、何年何月何日何々と段々可認候。

右之通御座候。以上

年号月日 何之何某 印

この「明和由緒書書式」によれば、「曾祖父」、「祖父」、そして「私儀」と、当主を単位とした紀伝体形式が採用されている。「書式」の最初に「享保六年書上候以後、左之通」とあるのは、前回つまり1721（享保6）年に由緒書を提出した者はそれ以降、1765年3月までを対象とすべきということである。「享保六年以後履歴書」はたしかにこの書式に則っている。

2.2.3 明和二年以後履歴書

1枚目には「三△」と記されている¹¹。これは「享保六年以後履歴書」に続くものとみなし、後年へ書き込まれたものと思われる。書出しは、「祖父須藤段右衛門明和二酉年書上候以後左之通御座候」である。1765（明和2）年以降の4代段右衛門（祖父）の履歴、5代（父）そして6代（私儀）の履歴が当時の当主である6代（私儀）の立場から1806（文化3）年までを対象として詳しく記されている。この記述方法は第4回「明和由緒書」作成時の「明和由緒書書式」に則っている。

1765（明和2）年から1806（文化3）年までの内容の記述がある「明和二年以後履歴書」と時期が重なる藩庁編纂の「家中由緒書」は、1770（明和7）年から1830年（文政13）までを対象とした第5回の「文政由緒書」である。時期は重なっていても、一致していない。対象とする時期が「明和二年以後履歴書」と一致する「家中由緒書」は作成されていないのである。このことから、「明和二年以後履歴書」は第5回の「文政由緒書」に含まれる須藤氏の由緒書（以下、「須藤段右衛門文政由緒書」と呼ぶ）の「控」ではないと判断される。

対象とされた時期だけではなく、記述の内容や仕方そして記載項目も同じではなかった。このことを確認するために、つぎに示す「明和二年以後履歴書」中に、「須藤段右衛門文政由緒書」と同じ内容の記述が含まれる場合には、その項目に黒丸（●）を付し、「須藤段右衛門文政由緒書」の記述内容をカッコ内に書き加えた。

「和二年以後履歴書」原文

三
△

須藤段右衛門

一祖父須藤段右衛門明和二酉年書上候
以後左之通御座候

明和二年酉年四月 御下向御供仕候

同年六月七日於 御前御在府中

出精相勤候段 御意被成下於御用場

御紋付御召物拝領仕候

(1 枚目終)

明和四年亥年五月二日於御用場
泰雲院様御法事御用掛被 仰付候
同年六月七日於 御前御留守中
出精相勤候段 御意被成下御用
場ニおいて御紋付御召物拝領仕候
明和五子年四月七日於御用場無縁者
改被 仰付候
明和六丑年三月廿七日御譜続御用懸

(改頁)

被 仰付候
同年六月廿二日於 御前御留守中
出精相勤候段 御意被成下御用
場ニおいて御紋附御召物御目録拝領
仕候
同年十二月廿二日御目付役数年相勤
候ニ付進席被 仰付長袴
御免被成下候

(2 枚目終)

明和七年寅年三月 御參勤御供
仕候
同年五月四日於 御用場
御曹司様御用可相勤旨被 仰付候
同年十一月十四日於御用場
御曹司様御手習御素読等御程取被成
候も彼是致心勞候故之儀と被遊
御満足御紋付御召物拝領仕候

(改頁)

明和八卯年四月十五日於御用場
御曹司様御用 御免被 仰付候
同年同月十九日於御用場
御曹司様御用無怠相勤御供ニも罷出
候ニ付御紋附御召物拝領仕候
同年同月 御下向御供仕候

●同年六月廿七日於 御前御目付役深
切ニ相勤候ニ付御小性頭役被 仰付御持鎗

(3 枚目終)

奉行御徒士御厩支配野奉行兼帯被

仰付御役扶持並之通被下置候

(明和八卯年 一六月廿七日、御目付役御免、御
小性頭被仰付、御持鎗奉行其外支配兼帯被仰
付、御役料並之通被下事。)

安永二巳年六月十二日於御用場江戸詰方
被 仰付八月廿五日出立仕同十月朔日
參着仕候

●安永三年七月廿三日於

御前御持筒頭被 仰付 御意之上御
紋付御召物拝領仕候

(一七月廿三日、於江戸御持筒頭被仰付事。)

(改頁)

●同年八月十五日病氣ニ付御国元え罷歸

養生仕度旨願上之通被 仰付同月
廿二日出立仕九月十八日下着仕候

(一八月十六日、於江戸病氣ニ付、依願御国元へ
被差歸候事。)

安永四未年七月九日於

御前御留守中出精相勤候段被成下
御意御紋附御召物拝領仕候

●同年八月十七日御小性頭役御免之儀願上

置候處願之通於 御前御免被

(4 枚目終)

仰付御旗奉行被 仰付於御用場
御增高並之通被下置桜田監物組ニ被
仰付候

(一安永四年八月十七日、依願御小性頭役御免、
御旗奉行役被仰付、增高並之通被下、今泉与惣
右衛門支配組御預ヶ、桜田監物組ニ被仰付事。)

天明五巳年六月廿五日於

御前 御意被成下御紋附御召物拝
領仕候

●寛政三亥年七月廿二日及老年御奉公

難勤候ニ付御旗奉行 御免被成下

(改頁)

隠居仕度段願上願之通隠居被

仰付家督之儀は倅主馬え被 仰付
及老年迄出精相勤候ニ付隠居扶持

三人分被下置候

(一寛政三亥年七月廿二日及老年御奉公難勤候ニ付御旗奉行 御免被成下隠居仕度段願上願之通隠居被 仰付家督之儀は悴主馬え被 仰付及老年迄出精相勤候ニ付隠居扶持三人分被下置候。)

一父須藤段右衛門

明和九辰年三月七日於御用場馬術出精仕手数日録伝授仕候ニ付 御意被成下置候

●安永三午年正月十八日父段右衛門於江府

(5枚目終)

病氣ニ付看病ニ罷越段願上早速願之通被 仰付出立仕二月十六日參着仕候

(一安永三午年正月十九日、於江府病氣付、□豊八郎為看病出府致度願申出、承届事。)

●同年三月廿九日於御用場御小性ニ被

召出御扶持三人分被下置候

(一□廿九日、於江戸、悴豊八郎御小性ニ被召出、御扶持方三人分被下候事。)

同年四月廿三日御国元え差帰候共江戸表え差置候共父段右衛門勝手仕候様被

仰出御国元江え差帰度段父段右衛門願上

(改頁)

同廿四日出立仕候様被 仰付於御用場御小性被 召出以後勤方御用捨被 仰付置候處御供等罷出候ニ付被遊御満足御目録拝領仕五月廿二日御国元え下着仕候

安永五申年 御參勤御供被

仰付並御先立被 仰付九月五日

出立仕大坂へ御供仕候

(6枚目終)

安永六酉年正月十一日詰越被

仰付候

同年四月廿五日

御曹司様御附被 仰付候

●安永七戌年四月十二日御座敷番被

仰付候

(一安永七戌年四月十二日、悴豊八郎、御座敷番

被仰付事。)

同月廿四日御留守中御人少ニ而出精相勤被遊 御満足御目録拝領仕候

(改頁)

同年五月十五日詰越被 仰付置候處

御人被相減候ニ付御国許え被差帰候段被

仰付出立仕同六月廿八日御国許江下着仕候

●同年七月七日御巖略ニ付當分勤方

御免被 仰付候

(一閏七月十七日、御省略ニ付、悴豊八郎勤方御免。)

●安永九子年三月五日勤方 御免被

仰付置候處御扶持方差上為相勤度段父

段右衛門願上願上之通前躰勤方被 仰付候

(一安永九子年三月五日、悴豊八郎、去戌年御巖略ニ付、勤方御用捨之處、此節勤向外並通被仰付被下度願申出、願之通仰付事。)

(7枚目終)

●天明元丑年正月廿二日於御用場江戸

詰方被 仰付同三月五日出立仕同四月

十七日參着仕候

(一天明元丑年正月廿二日、悴豊八郎、江戸御留守詰被仰付事。)

同年同月廿一日前躰御座鋪番と相心得

候之様被 仰付候

同年同月廿六日

御曹司様御附被 仰付候

同年七月朔日於御用場

(改頁)

若君様御領御国使者被 仰付相勤

申候

●同年同月廿九日名元與八郎と相改候様被

仰付相改申候

天明二寅年十月十八日詰越被 仰付候

天明三卯年正月十二日御巖略ニ付御人

被相減候ニ付御国許え被差帰候様被

仰付同十五日出立仕二月十二日御国元え下

(8枚目終)

着仕候

- 天明七未年七月二日於御用場御刀番被仰付候
(一天明七未年七月二日、与八郎刀番被仰付事。)
- 天明八申年六月二日名元主馬と相改候之様被 仰付相改申候
(一同年六月二日、与八郎名主馬と相改候段被仰付事。)
同年九月 御參勤御供仕御旅中
御取次助役被 仰付相勤申候
寛政二戌年十月廿七日御人被相減候
(改頁)
付に御国元え被差帰候様被 仰付同
十一月九日出立仕十二月五日御国元え下着仕候
- 寛政三亥年七月朔日倅猪之松儀初而御目見被 仰付候
(一寛政三亥年五月廿六日、倅亥之松、依願御目見被 仰付事。)
- 同年同月廿二日父段右衛門願上隠居被仰付家督無相違被下置勤方前躰被仰付候
(一七月廿二日、段右衛門、依願退役隠居被仰付、御扶持方三人分被下置、倅主馬へ家督無相違百式拾式石八斗被下置、勤方前躰被仰付事。)
(9枚目終)
- 同年八月六日於 御前御目付役御軍使兼帯被 仰付於御用場御目付役被 仰付候ニ付御增高被下置雜用料並之通被下置候
(一八月六日、御目付役御軍使兼帯被仰付、御增高被下置、都合百五拾高二被成下事。)
- 同年同月十八日名元段右衛門と相改候様被仰付相改申候
(同十八日、段右衛門と相改候様被仰付事。)
寛政四子年七月十六日
御曹司様武術被遊 御覧候ニ付御用
(改頁)
懸被 仰付候

- 寛政五丑年二月廿六日
御曹司様武術 御覧御用懸相勤候
ニ付於御用場真綿式把拝領仕候
(寛政五丑年二月廿六日、御曹司様武芸御覧ニ付、御用懸り出精相勤候付、綿式把被下置事。)
同年三月
御曹司様御參勤御供仕候
同年五月廿八日祖父安齊墓所え被遊
御立寄 御焼香被成下候
(10枚目終)
寛政六寅年四月廿三日
御曹司様御下向御供被 仰付候ニ付
御供可相勤答之處病氣ニ付御供
御免之儀願上願之通被 仰付御供
外ニ出立仕五月廿五日御国許え下着仕候
- 同年九月廿二日御目付役 御免之儀願上願之通被 仰付表御番方被仰付桜田監物支配組被 仰付候
(寛政六亥九月廿二日、病氣、仍願御目付役軍使兼帯御免被成、表御番方被仰付、組入之義ハ桜田監物支配組ニ被仰付事。)
(改頁)
同年十一月廿七日於御用場郡奉行助役被 仰付候同十二月九日助役御免被 仰付候
寛政七卯年四月朔日御勘定之節
出席御目付助役被 仰付候同月十五日助役 御免被 仰付候
- 寛政九巳年六月十日於
御前元ノ役被 仰付於御用場元ノ役
(11枚目終)
被 仰付候ニ付御增高被下置雜用料並之通被下置候
(一同年六月十日、元ノ役被仰付、御增高雜用料並之通被下置事。)
- 同年七月廿二日於 御前御小性頭役被 仰付於御用場御徒士御厩支配野奉行兼帯被 仰付御增高被下置雜用料並之通被下置候

(一同年七月廿二日、御小性頭役被仰付、御徒御
厩支配野奉行兼帯被仰付、御增高雜用料是迄之
通被下置事。)

- 同年十二月七日於 御前御持鎗奉行
被仰付候
(一同年十二月七日、御持鎗奉行被仰付事。)

(改頁)

寛政十年年三月 御參勤御供
仕候御旅中御番頭御勤方助役相勤
申候
同年四月浅草矢之蔵火之番被
為蒙 仰候ニ付於御用場
御出馬御供被 仰付候
寛政十一未年四月十六日
御出馬御供被 仰付置候ニ付於御用場

(12 枚目終)

御目録拝領仕候
同年同月 御下向御供仕御旅中
御番頭御勤方助役相勤申候

- 享和元酉年九月廿七日御持筒頭被
仰付候
(一享和元酉年九月廿七日、御持筒頭被仰付
事。)

享和二戌年二月二日 御參勤御供被
仰付置候處病氣ニ付 御免之儀願上願
之通 御免被 仰付候

(改頁)

- 同年同月五日病氣差重候ニ付退役願
差出引続伴與八郎え相続之儀願上置
死去仕候
(一享和二戌年二月五日、段右衛門病死之事。)

一私儀

- 寛政三亥年七月朔日初而
御目見被 仰付候
(一寛政三亥年五月廿六日、悴亥之松、依願御目
見被仰付事。)

- 享和二戌年三月廿七日亡父段右衛門相続被
仰付家督無相違被下置虎之間御奉公
(一同年三月廿七日、父段右衛門遺跡、無相違悴

与八郎江被下置、虎之間御奉公被仰付、松根図
書組被仰付事。)

(13 枚目終)

被 仰付松根図書組ニ被 仰付候
同年四月廿七日御番入被 仰付候

- 享和三亥年七月廿七日於御用場御小性
勤被 仰付候
(一享和三亥年七月廿七日、御小性勤被仰付
事。)

文化元子年三月 御參勤御供仕候
同年九月廿五日御人被相減候ニ付御国元え
被差帰候様被 仰付十月十一日出立仕十一月
十四日御国許え下着仕候

(改頁)

- 文化二丑年四月廿二日於御用場
主馬様御附被 仰付候
(一文化二丑年四月廿二日、扇松丸様御別宅後、
当分御附被仰付事。)

同年五月廿七日御櫛番被 仰付候

- 同年十一月十七日於御用場
主馬様御附 御免被 仰付候
(一同年十一月十七日、扇松丸様御附御免被仰
付事。)

文化三寅年 御參勤御供被
仰付並御先立被 仰付二月十九日出立
仕大坂へ御供仕候

(14 枚目終)

同年四月五日御座敷番助役被 仰付候
右之通御座候 以上

名元覚 (朱) 姓 藤原
先祖
須藤段右衛門

実名知不申候

高祖父
須藤段右衛門

(改頁)

被 召出候節茂太夫家督後段右衛門と
相改申候実名相知不申候
曾祖父

須藤段右衛門ヨリサタ頼貞
祖父

須藤段右衛門ヨリサカ頼喬

初名宮松享保十六亥年十二月

十六日段右衛門と相改申候隠居名安齊

(15枚目終)

父
須藤段右衛門ヨリカタ頼方

初名豊八郎天明元年五月廿九日奉

願宇兵衛と相改同年七月廿九日與八郎

と相改天明八年六月二日主馬と相改

寛政三年八月十八日段右衛門と相改

申候

当時私

(改頁)

須藤段右衛門ヨリヌミ頼在

初名猪之松享和二年頭カ奉願與八郎

と相改文化元年元旦カ奉願段右衛門

と相改申候

(16枚目終)

原文が示された「明和二年以後履歴書」では、黒丸(●)の付された箇所は少なく、全体の記述のごく一部分である。それまでの歴代当主が担ってきた参勤交代の御供に関する記述には黒丸(●)は付されておらず、「明和二年以後履歴書」の内容の多くは「須藤段右衛門文政由緒書」には含まれていないのである。

両者には、記載内容だけでなく、記述の仕方にも違いがみられる。たとえば、「明和二年以後履歴書」の3枚目には「●安永三午年七月廿三日於御前御持筒頭被仰付 御意之上御紋付御召物拜領仕候」とある。4代の祖父段右衛門が藩主の前で持筒頭という、一般のものよりも口径の大きな鉄砲を扱う足軽組の長に命ぜられたとき、藩主からお言葉を頂戴し紋付召物を拝領したという内容である。「御前」で持筒頭に任命され「御意」を得たという、家臣の立場からはとても大切なこの記述が、「須藤段右衛門文政由緒書」には含まれてな

い。江戸において持筒頭に命じられたという事実(「七月廿三日、於江戸御持筒頭被仰付事」)が記述されているだけである。これは、家臣の立場からの記述ではなく藩庁の立場からの記述といえる。黒丸(●)を付した大部分の項目についても同じことがいえる。「明和二年以後履歴書」が須藤段右衛門によって藩庁に提出された「書上」の控とすれば、その履歴内容を藩庁で取捨選択し、家臣を統制する藩庁の立場からの表現に改めて、「須藤段右衛門文政由緒書」を作成したということになる。

最後に、両者の記載項目を比較しよう。「明和二年以後履歴書」は、第4回の「明和由緒書」編纂時に定められた「明和由緒書書式」に基づいて、「祖父」、「父」、「私儀」など当主単位で、履歴が記述されている。では、第5回の「文政由緒書」に含まれる「須藤段右衛門文政由緒書」についてはどうか。一部分であるが原文をみよう。

【須藤段右衛門文政由緒書】

明和八卯年 一 六月廿七日、御目付役御免、御小姓頭被仰付、御持槍奉行其外支配兼帯被仰付、御役料並之通被下事。・・・(中略)・・・一 安永八亥四月十七日、悴豊八郎妻ニ味木十郎右衛門娘、縁約願濟事。・・・(中略)・・・一 天明元丑正月廿二日、悴豊八郎、江戸御留守詰被仰付事。江戸 一 七月廿九日、悴宇兵衛、名与八郎と改名被仰付事。天明五巳三月廿四日、悴豊八郎妻、男子出生届申出事。天明七未七月二日、与八郎、御刀番役被仰付事。天明八申三月廿五日、母病死之段届申出候事。・・・(中略)・・・文政八酉ノ年 一 八月七日、袖留候様被仰付事。同十亥年 一 閏六月七日、前髪取候様御沙汰之事。同八日、明日前髪取届之事。同十一子年 一 八月廿七日、掛り米御容捨之事。同十二丑年 一 九月廿七日、御櫛番見習被仰付達之

上述の「須藤段右衛門文政由緒書」では、当主だけでなく彼の妻や子どもなど、家族に関する記

述が含まれている。主語が省略されている当主（段右衛門）は、明和8年6月27日に「御目付」を免ぜられ同日、「御小姓頭」を命ぜられた。安永8年4月17日に息子の豊八郎が味木十郎右衛門の娘との婚約を許され、天明元年正月22日には「江戸御留守詰」を命ぜられた。そして天明5年3月24日に豊八郎の妻が出産し男子が出生した。さらに、天明7年7月2日に与八郎が「御刀番役」を命ぜられたことや、天明8年3月25日に母が病死したなどの記述が続く。当主の履歴とともに、当主と家族に生じた出生や死亡などの出来事が発生順に記されているのである。「明和二年以後履歴書」の記述内容は、紀伝体方式による家臣の履歴に限られているのに対して、「須藤段右衛門文政由緒書」の内容は編年体方式による家臣の家族史とでも言うべき内容である。これまでみてきたとおり、対象時期、記述の内容や仕方そして記載項目から、両者の違いを明確にすることができた。

2.2.4 文化三年以後履歴書

「文化三年以後履歴書」の表紙（1枚目）には「由緒書 須藤段右衛門」とある¹²。2枚目には貼紙がなされ、記述すべき事項についての注意が記されている。本文は、3枚目冒頭の「父段右衛門文化三年書上候以後左之通御座候」からはじまる。それぞれ6代（父）、7代（私儀）という当主単位で履歴が記述されており、それは、「明和由緒書書式」にしたがったものである。12枚目には差出人および差出年月（弘化3年3月）が記されている。このことからこの履歴は藩庁に提出された「書上」の「控」と推測される。

1806（文化3）年から1846（弘化3）年3月までを対象としたこの履歴書と時期が重なるのは、1770（明和7）年から1830年（文政13）までを対象とした第5回の「文政由緒書」と1831（天保2）年から1846（弘化3）年までを対象とした第6回の「弘化由緒書」である。上述のとおり、「文政由緒書」には須藤氏の由緒書（「須藤段右衛門文政由

緒書」）が含まれているが、「弘化由緒書」には名字の頭文字「す」の家臣のものは含まれていない。そのため、天保2年以前を対象とした「須藤段右衛門文政由緒書」との比較のみが可能である。

「文化三年以後履歴書」中に「須藤段右衛門文政由緒書」と同じ内容の記述がある場合には、その項目に黒丸（●）を付す。あわせて「須藤段右衛門文政由緒書」の記述内容をカッコ内に書き加える。「文化三年以後履歴書」には、「明和二年以後履歴書」と同じく、黒丸（●）の付された箇所は少なく、またカッコ内の「須藤段右衛門文政由緒書」の記述は藩庁の立場に立った記述である。上述のことからここでも、2.2.3で示したように、家臣が提出した履歴内容を藩庁が取捨選択し、家臣を統制する立場から表現を修正して「文政由緒書」が編纂されたことを確認できる。

「文化三年以後履歴書」原文
由緒書 須藤段右衛門
(1枚目終)

貼紙
一上々様御事
一御前
一御意
一御目見
一右等と上而書方
可然事
(2枚目終)

須藤段右衛門
一父段右衛門文化三年書上候以後左之通御座候
文化三年寅十月朔日来夏 御下向之
御供被 仰付候
同四年卯四月廿三日 御発駕御供二而出立
仕五月廿日御国許え着仕候
同年六月十日御座敷番助役被 仰付候
●同年十二月十七日御座敷番役被 仰付候
(一文化四卯年十二月十七日、御座敷番被仰付事。)

(3枚目終)

- 同六年巳六月十七日御膳番役被 仰付候
(一文化六巳六月十七日、御膳番役被仰付事。)
同年十月十八日来春 御參勤之御供被
仰付候
同七年午三月五日 御発駕御供ニ而出立
仕四月十六日着府仕候
同年十一月九日来夏 御下向御供被
仰付候
同十二月廿三日上下供御先供兼合相勤候趣を
(改頁)

以御目六拝領仕候
同八年未三月朔日 御下向之節御旅中
御取次間欠之節各御右用取斗被 仰付候
同年四月廿三日 御発駕御供ニ而出立仕五
月廿六日御国許え着仕候
同年七月廿九日於御用部屋 御下向之節
御人少ニ而駕御供被 仰付出精相勤大義ニ被
思召候旨

(4枚目終)

- 御意被成下候
- 同十年酉七月廿七日小納戸役被 仰付候
(一同年七月廿七日、小納戸役被仰付事。)
- 同十二年亥七月廿二日御刀番役被 仰付候
(一七月廿二日、御刀番役被仰付事。)
同年十一月十七日来春 御參勤之御供被
仰付同廿七日御旅中御取次助播磨路東海道
川割奉行被 仰付候且又御人少ニ付於御旅中
御小性頭御目付欠間之節右御用取斗被 仰付候
同十三年子二月十日當年 御參勤之御供
(改頁)

被 仰付置候処立帰御供被 仰付
其後同廿日御時節柄御差繰も有之ニ付御供
被成御免候

- 同年三月廿七日於
御前御目付役御軍使兼帯被 仰付於
御用部屋右御役方被 仰付候ニ付御增高雜
用料並之通被下置候
(一二月廿七日、御目付役御軍使兼帯被仰付

事。)

- 同十四年丑四月廿五日病氣差重候ニ付伴司馬え
(5枚目終)
相続之儀願上置死去仕候
(一四月廿五日、病氣之処次第ニ差重、御目付役
御免之願并相続願、一生之御礼書差出、引続死
去届、悴司馬より申出事。)
享和二戌年の文化十四丑年迄十六ヶ年御奉公仕
候
一私儀

- 文化十四年丑六月晦日父段右衛門及末期願上置
候
通遺跡無相違百貳拾貳石八斗被下置虎之間
被 仰付神尾近江藩被仰付候
(一六月卅日、父段右衛門、末期願之通、遺跡無
相違百貳拾貳石八斗被下置、虎之間被仰付、神
尾近江組ニ被仰付事。)
- 文政六年未三月十七日叔父栄馬義宍戸与五右衛
門
養子ニ願上置候処願之通被 仰付候
(一三月十七日叔父□宍戸与五右衛門養子願濟
之事。)

(改頁)

- 同年六月廿二日児小性勤被 仰付候
(一六月廿二日、児小性被仰付事。)
同七年申正月廿七日於御用部屋児小性勤被
仰付候以来皆勤仕候ニ付御賞詞被成下候
- 同八年酉八月七日袖留候様被 仰付候
(一八月七日、袖留候様被仰付事。)
- 同十年亥六月七日前髪取候様被 仰付候
(一閏六月七日、前髪取候様御沙汰之事。)
同十二年丑十一月十七日来春 御參勤之御供
被 仰付候
天保元年寅七月朔日 御発駕御供ニ而

(6枚目終)

出立仕八月七日着府仕候
同年十月三日来夏 御下向之御供被
仰付候
同二年卯四月廿六日 御発駕御供ニ而出立

仕六月二日御国許着仕候
同年七月十三日御櫛番被 仰付候
同年八月十二日御座敷番助役被 仰付同十
四日被成御免候其後度々助役被 仰付候

(改頁)

同年十一月十二日
大屋形様御附被 仰付候
同四年巳十月十七日来春 御参勤之御供被
仰付候
同年十一月七日
大屋形様御附被成御免候
同五年午三月九日 御発駕御供二而出立仕
四月十一日着府仕候

(7 枚目終)

同年五月二七日御座敷番役被 仰付候
同年十月朔日明年 御留守詰越被
仰付候
同六年未二月七日御膳番助役被 仰付同十日
被成御免候其後度々助役被 仰付候
同年十二月十五日當夏巳来上下着用度々御供二
罷
出候趣を以御目六拝領仕候
同七年申正月廿一日

(改頁)

大屋形様為御看病急ニ被遊 御下向候
二付御供被 仰付御旅中御膳番助役
被 仰付二月朔日 御発駕御供二而
出立仕同廿六日御国許え着仕候
同年十一月十七日江戸詰中以来御旅中御人少
之処出精相勤候趣を以目六拝領仕候
同八年酉七月廿二日御膳番役被 仰付
扇松丸様御附被 仰付候

(8 枚目終)

同九年戌三月廿四日於御用部屋
扇松丸様被遊御痲瘡候二付引除出精相勤
無御滞御肥立被成御床をも被為揚
御満足被遊候旨
御意被成下候
同十年亥九月廿二日御刀番役被 仰付

扇松丸様御附は被成御免候
同十二年丑十月十五日来春 御参勤之御供

(改頁)

被 仰付十二月二日御旅中御取次助播磨
路川割奉行被 仰付候
同十三年寅三月五日 御発駕御供二而
出立仕四月八日着府仕候
同年十月朔日来夏 御下向之御供被
仰付十一月廿五日御旅中御取次助東海道播
磨路川割奉行被 仰付候
同十四年卯六月四月 御発駕御供二而

(9 枚目終)

出立仕同晦日御国許へ着仕候
同年七月廿二日於
御前御近習被 仰付於御用部屋御目付
見習被 仰付候
弘化元年辰正月十八日於
御前御懇之
御意之上 御手自御単物頂戴仕候
同二年巳六月七日 御留守中役方繁多

(改頁)

之処出精相勤被遊 御満足候旨
御意被成下候
同月十七日於
御前御目付本役御軍使兼帯被 仰付
於御用部屋右御役方被 仰付候二付御增高
雜用料並之通被下置候
同年十二月十二日於
御前御懇之

(10 枚目終)

御意之上 御手自御上下頂戴仕候
同三年午三月朔日武術伝来仕一段之旨
御意被成下候
文政六未年兎小性勤被 仰付候以来當午年迄二
十四ヶ年御奉公仕候

名許覚

先祖姓藤原
須藤段右衛門

(改頁)

初名實名相知不申候隠居名猪助
先祖須藤段右衛門
初名茂太夫家督後段右衛門と改實
名相知不申候
高祖父 須藤段與八郎ヨリサタ頼貞
曾祖父 須藤段右衛門ヨリタカ頼喬
初名宮松享保十六年十一月十六日
段右衛門と相改申候隠居名安斉

(11 枚目終)

祖父須藤段右衛門ヨリカタ頼方
初名豊八郎天明元年五月廿九日宇兵衛
と改同年七月廿九日與八郎と改同八年
六月二日主馬と改寛政三年八月十八日
段右衛門と相改申候
父須藤段右衛門ヨシスミ頼在
初名猪之松享和二年頭カ與八郎と改
文化元年頭カ段右衛門と相改申候

(改頁)

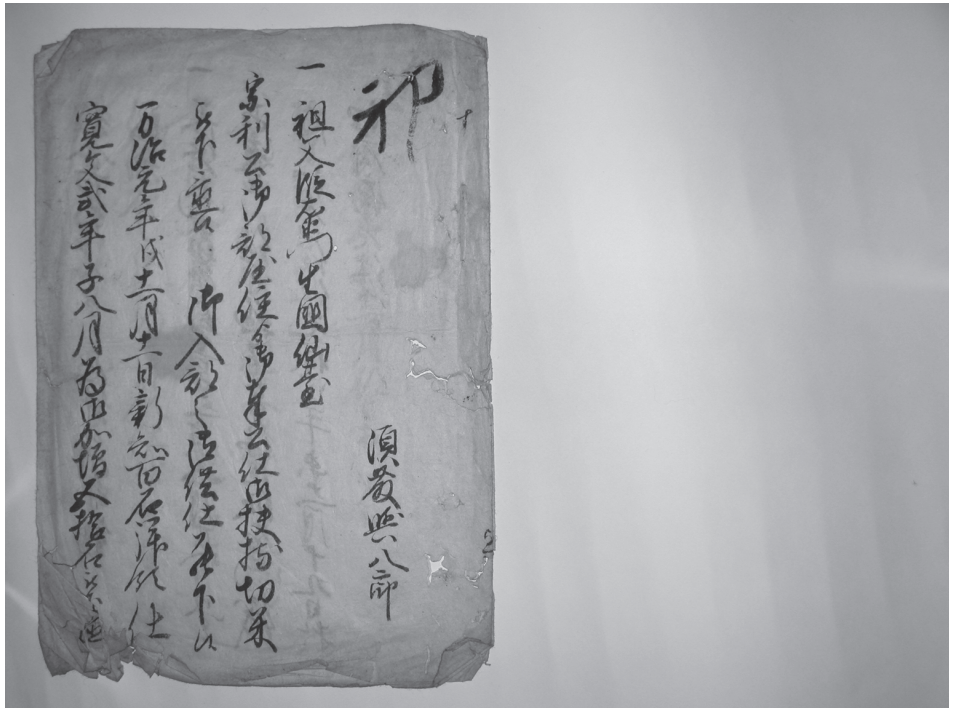
当時私須藤段右衛門ヨリアキ頼明
初名司馬天保十一年頭カ段右衛門と相
改申候実名初頼中後當名ニ相改申候
右之通御座候 以上
弘化三年三月 須藤段右衛門 印
望月助兵衛 殿
大和田主殿 殿

(12 枚目終)

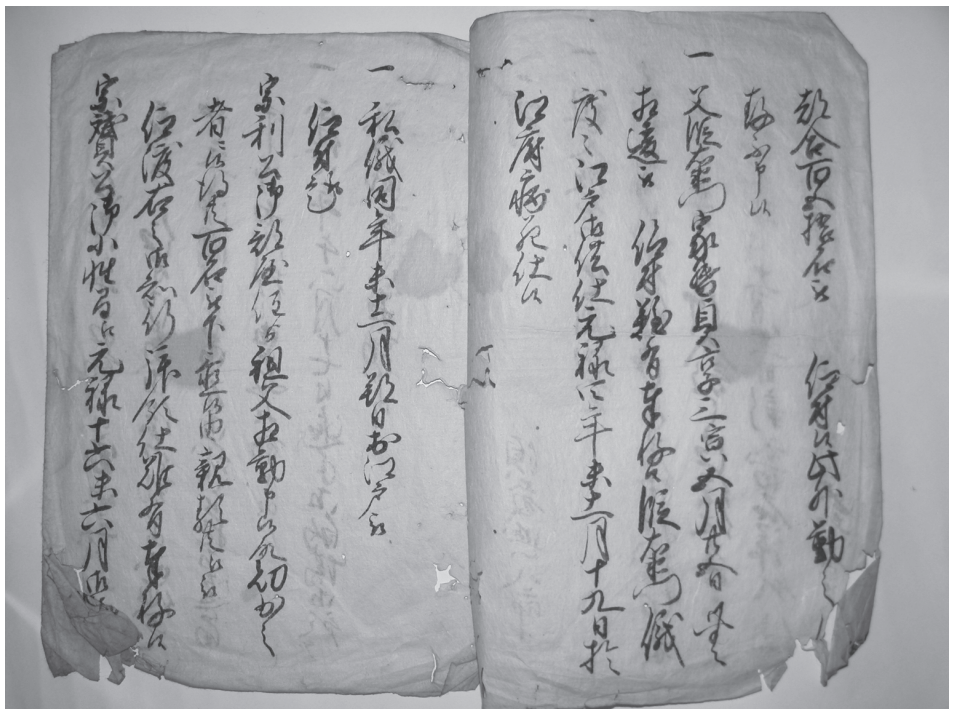
3. 須藤氏履歴の影印

3.1 須藤與八郎履歴書（縦帳：縦 27.5cm × 横 19cm）

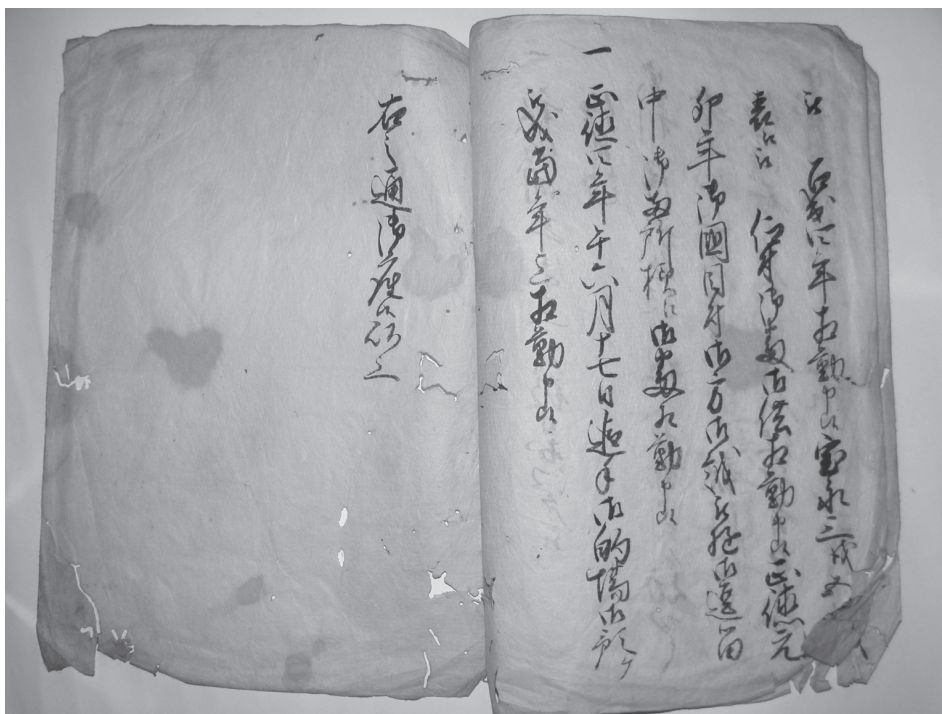
1 枚目



2 枚目

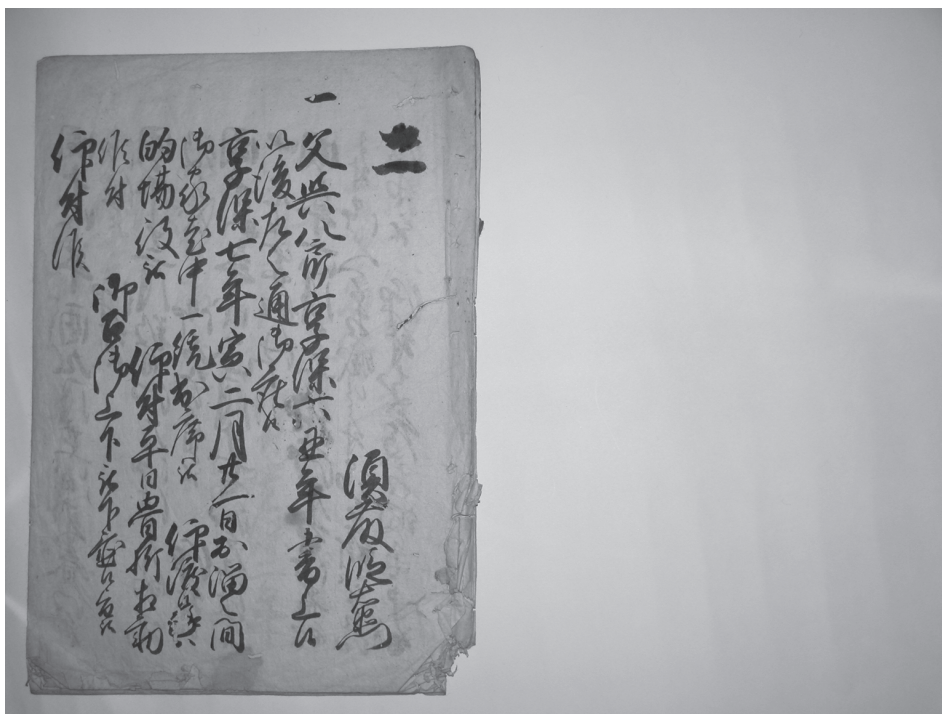


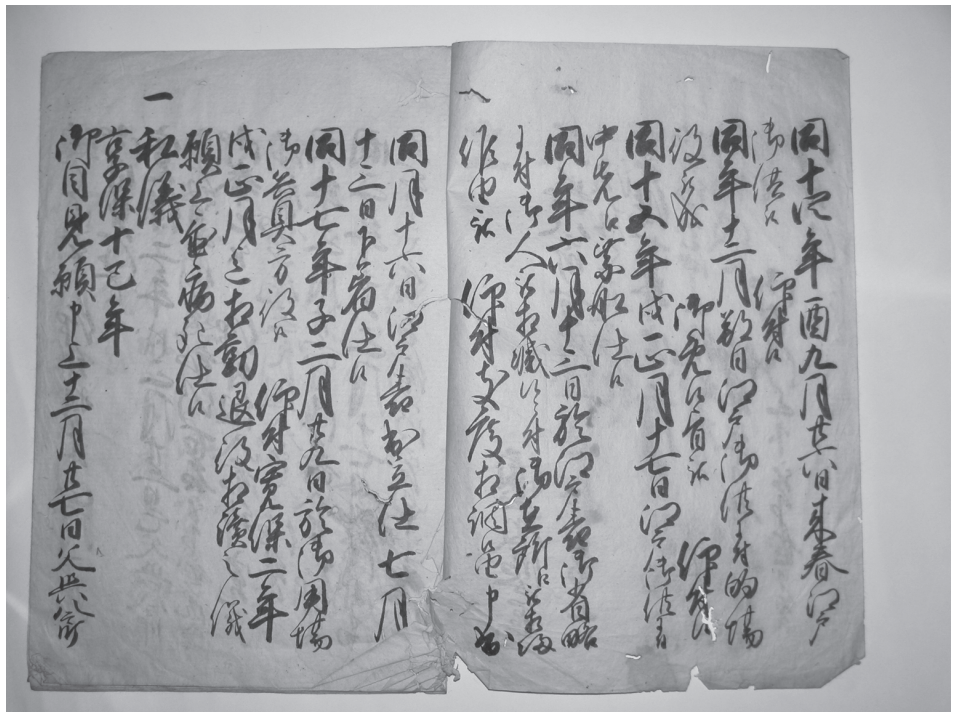
3枚目



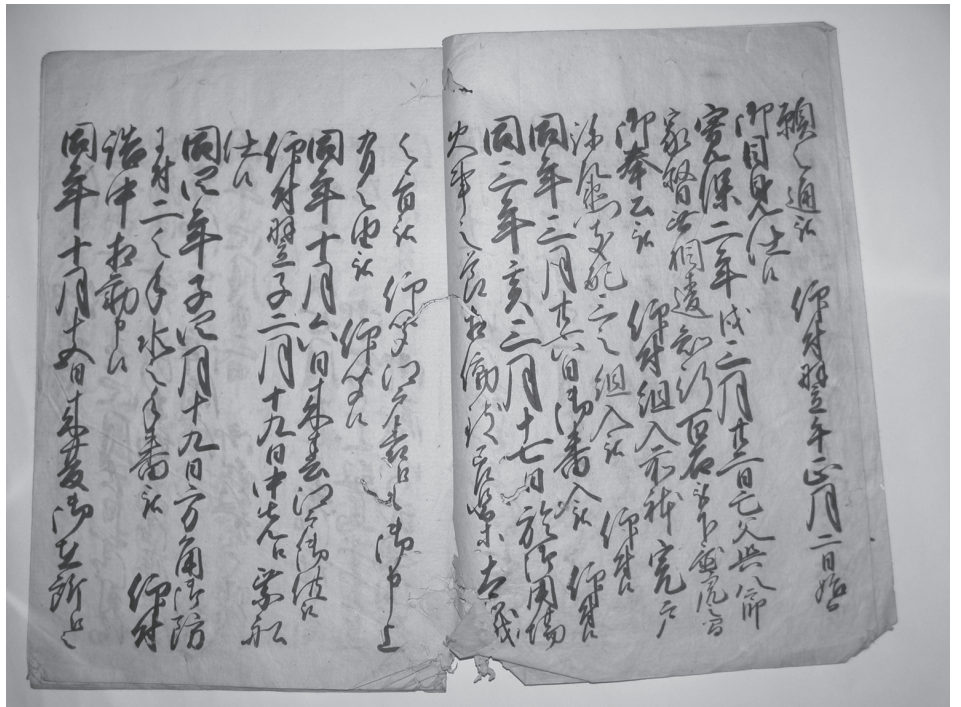
3.2 享保六年以後履歴書 (縦帳：縦 26.5cm × 横 18.5cm)

1枚目

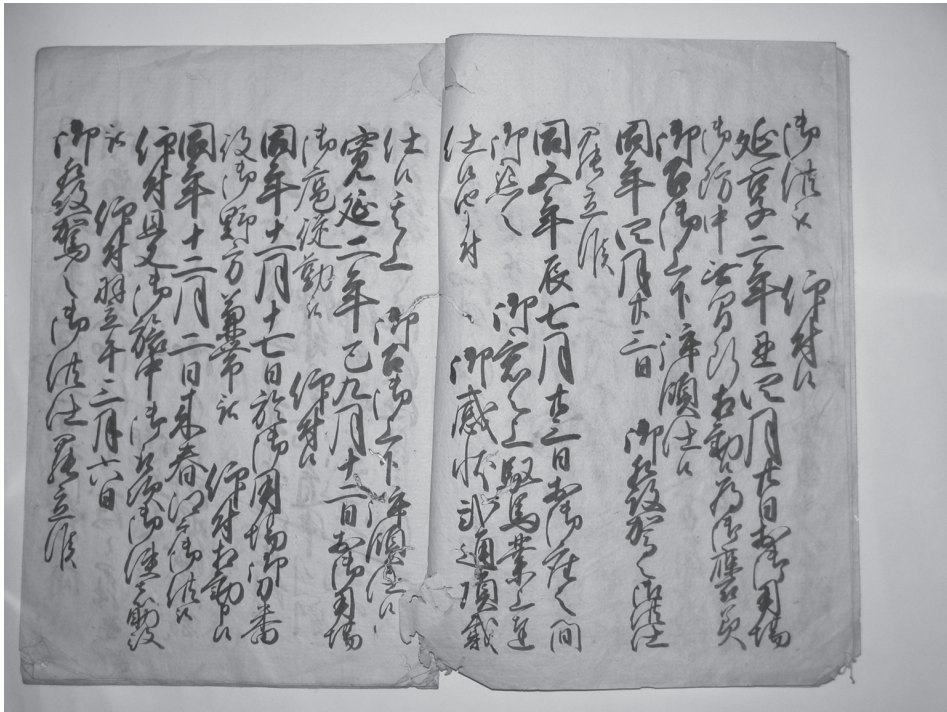




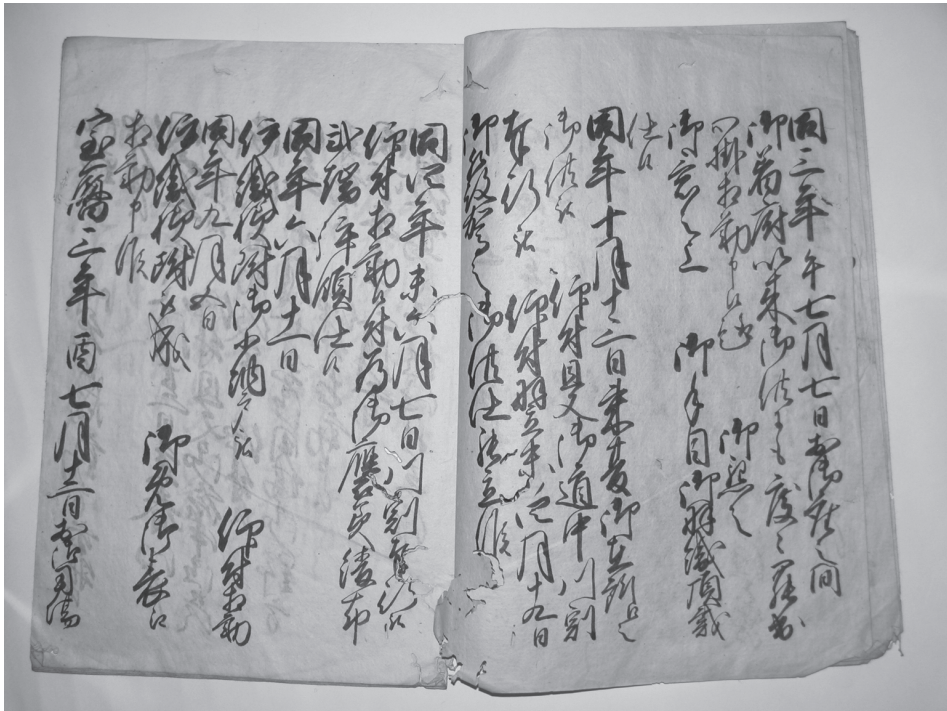
2 枚目



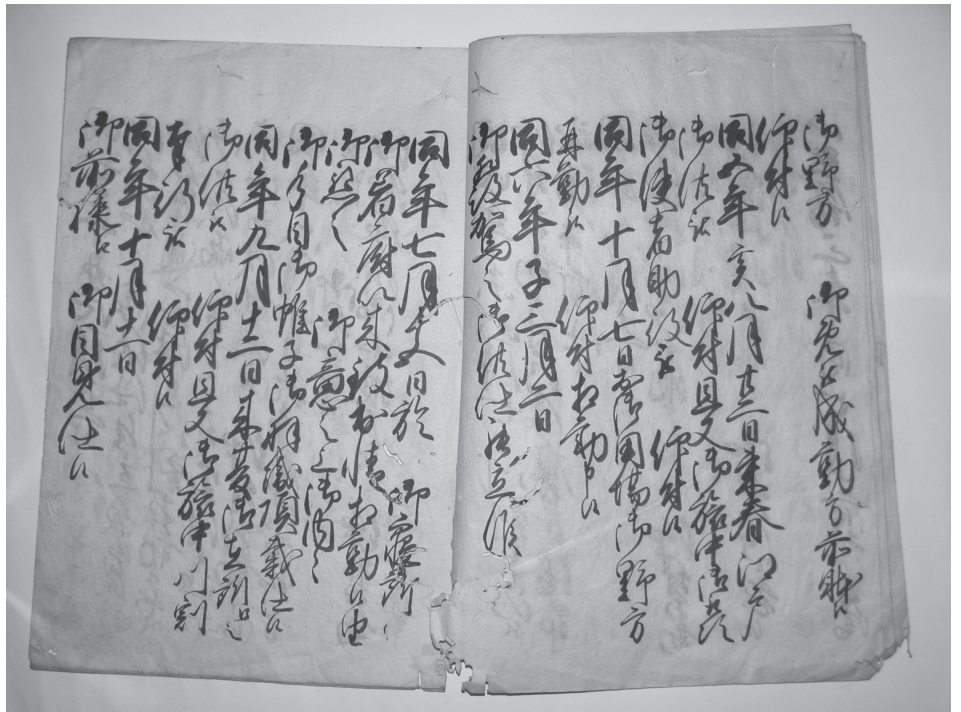
3 枚目



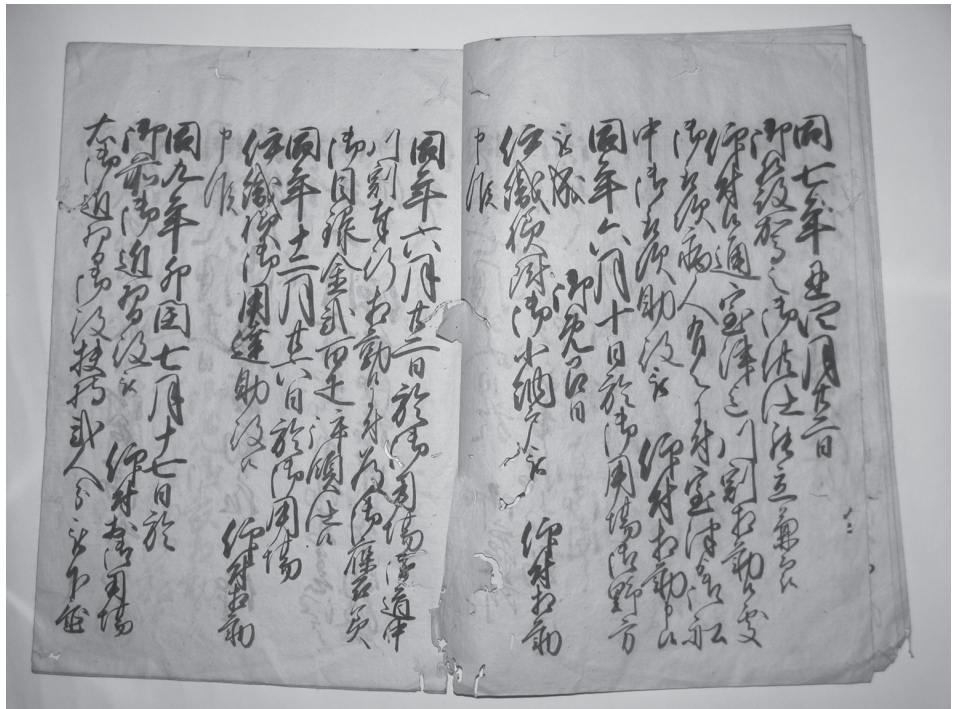
4 枚目



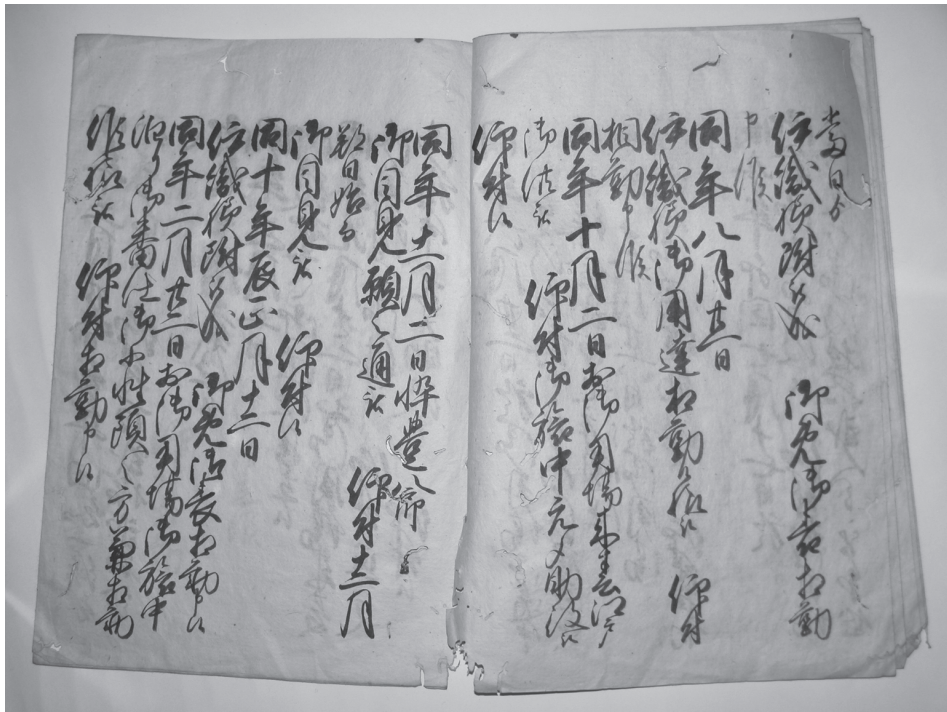
5 枚目



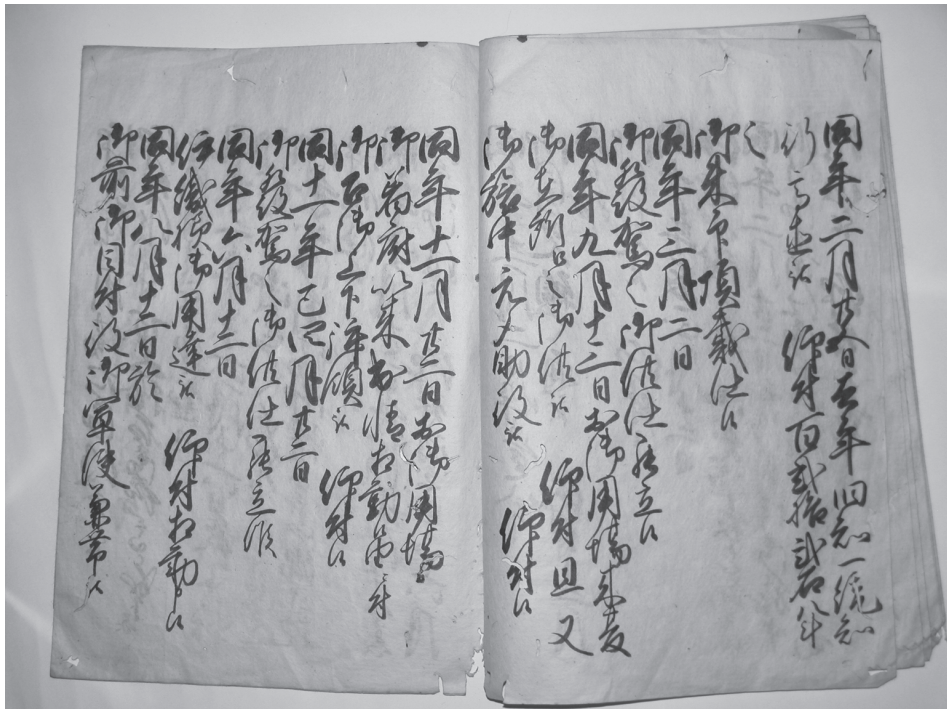
6 枚目



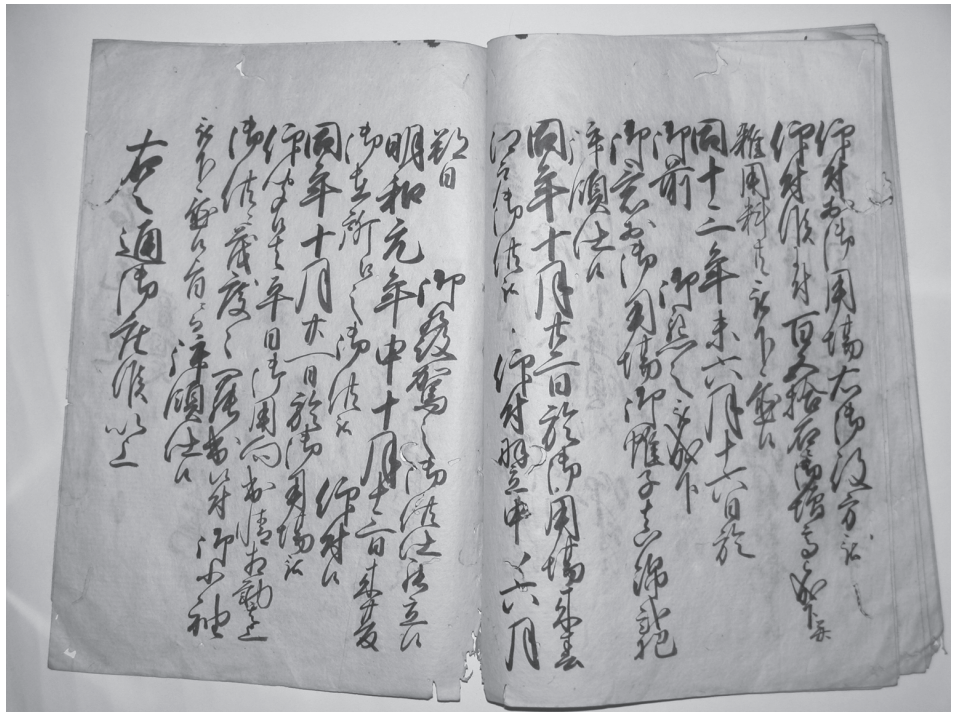
7 枚目



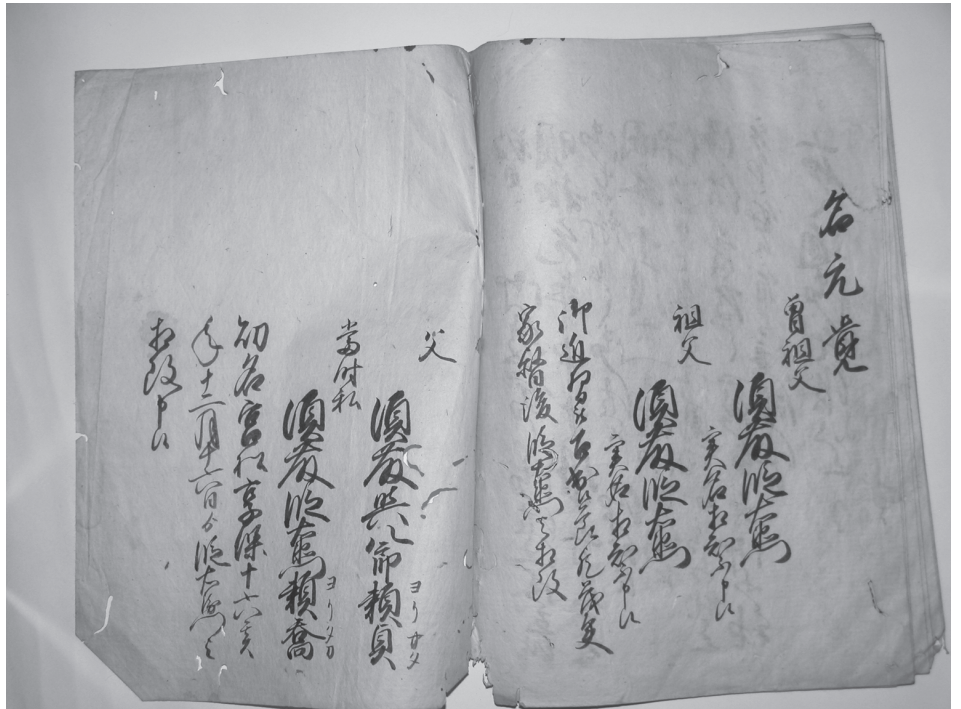
8 枚目



9 枚目



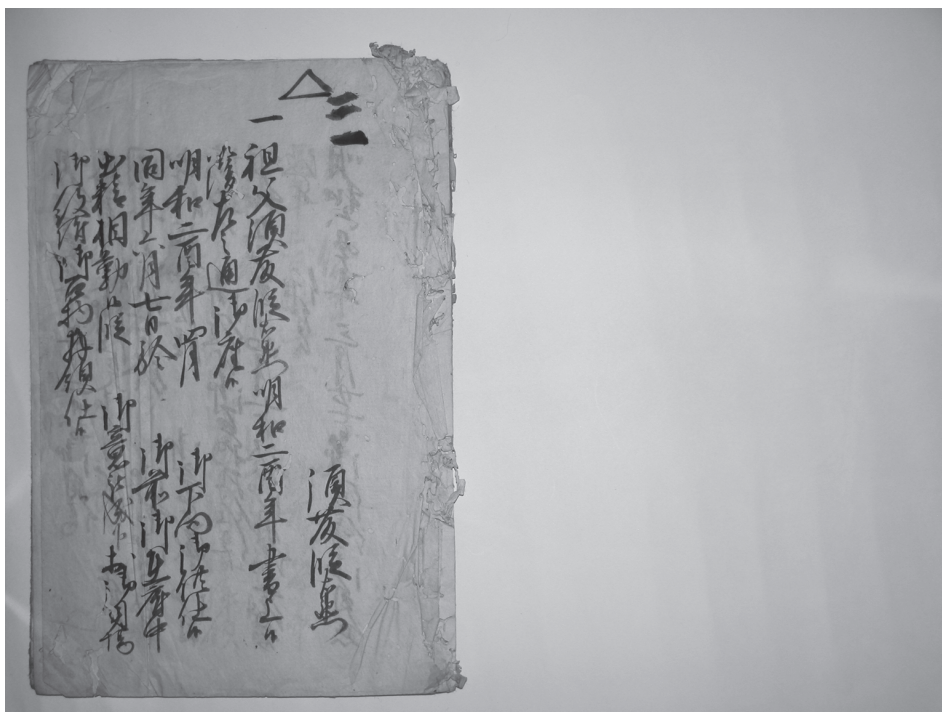
10 枚目



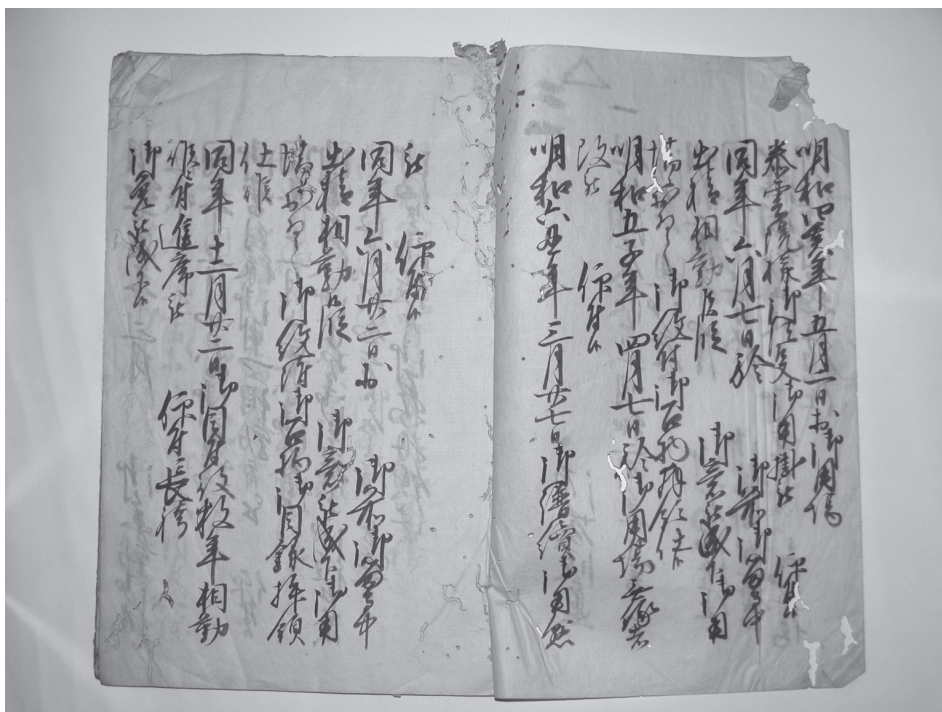
11 枚目

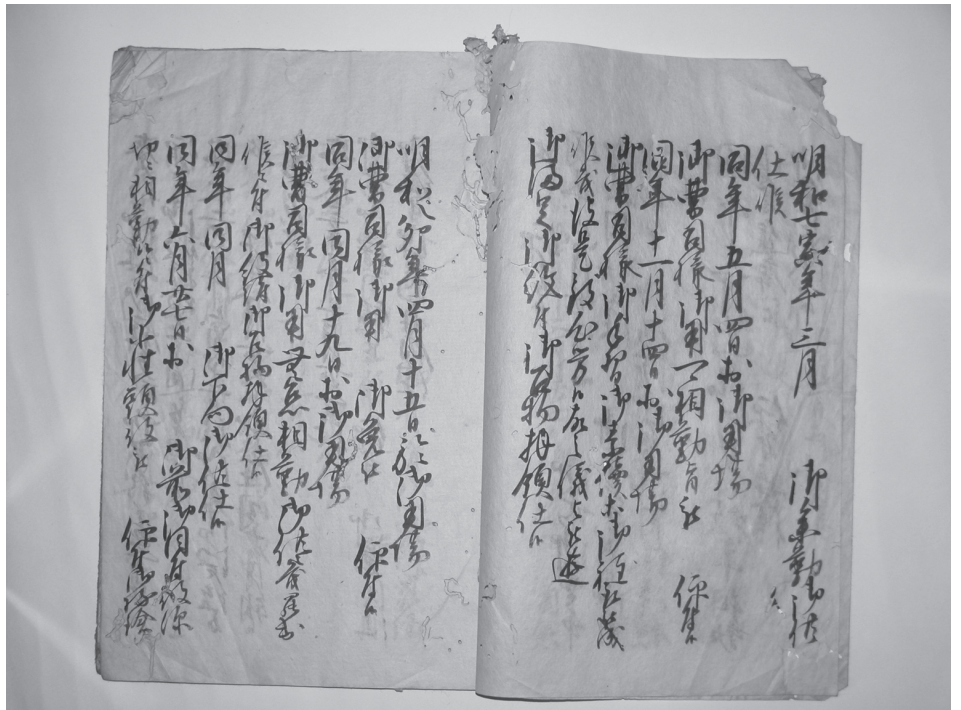
3.3 明和二年以後履歴書 (縦帳：縦 26.5cm × 横 17.5cm)

1 枚目

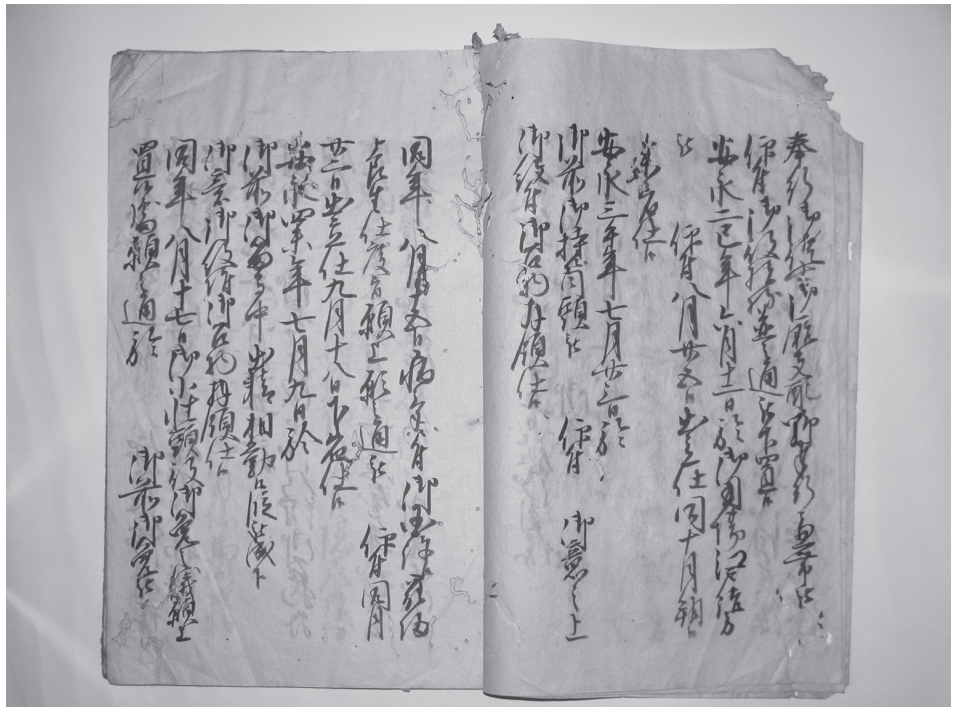


2 枚目

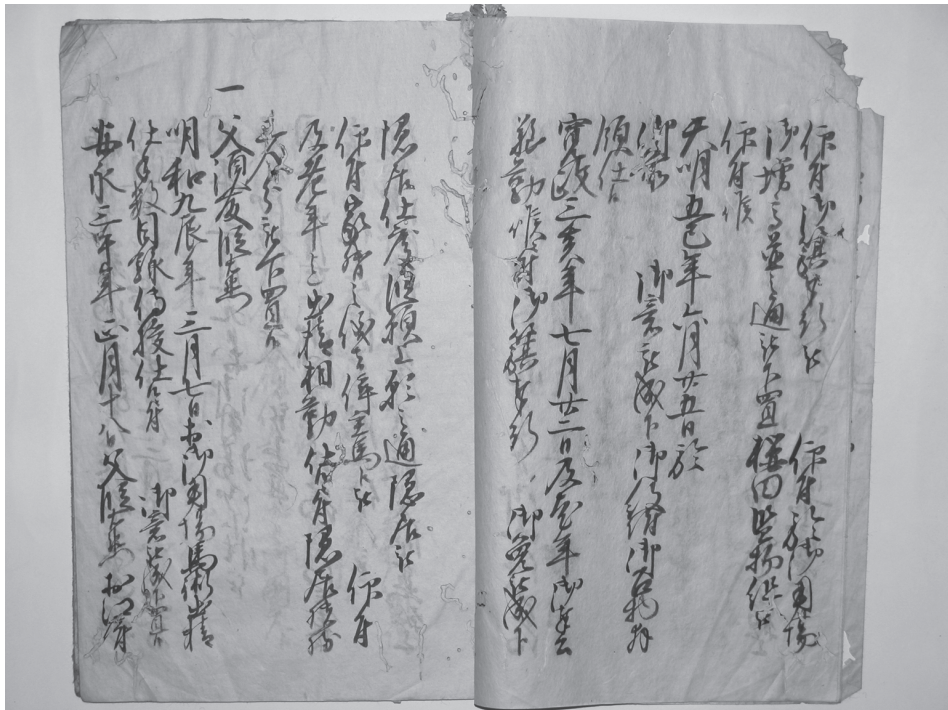




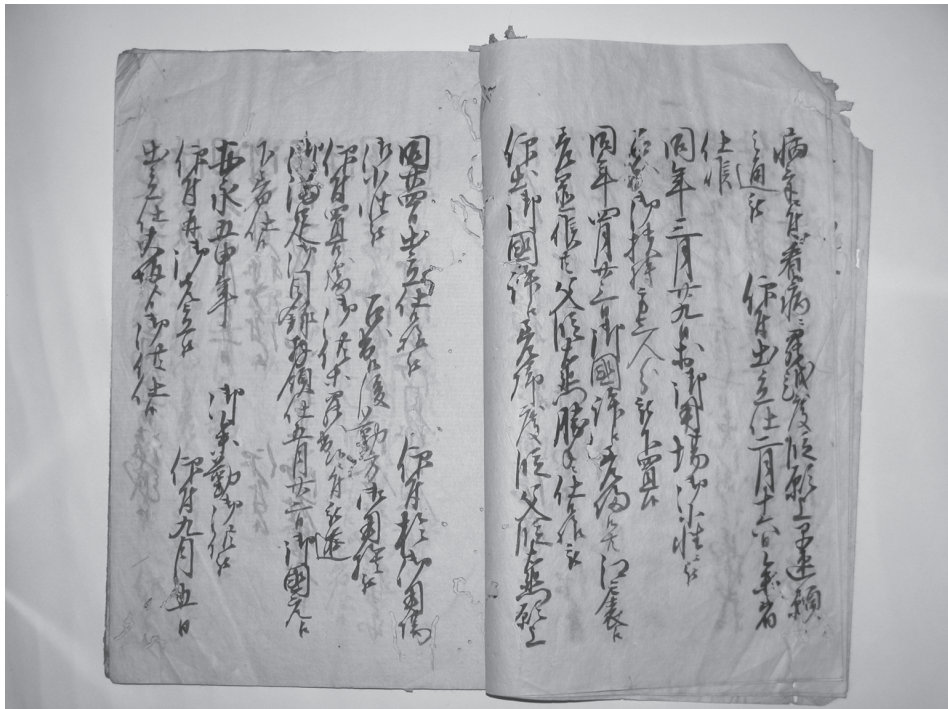
3 枚目



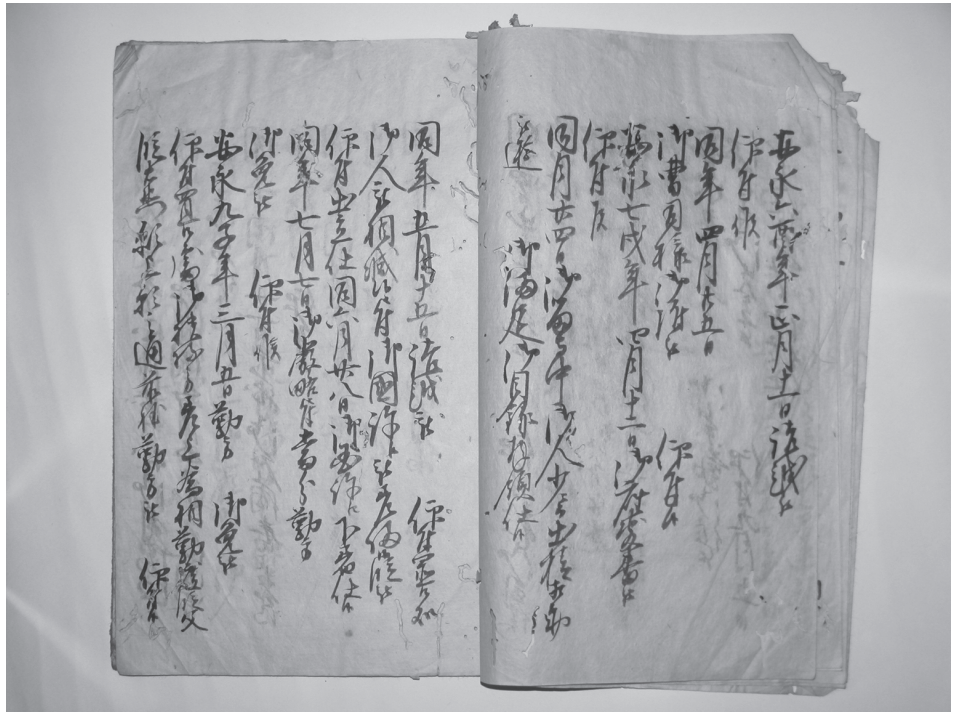
4 枚目



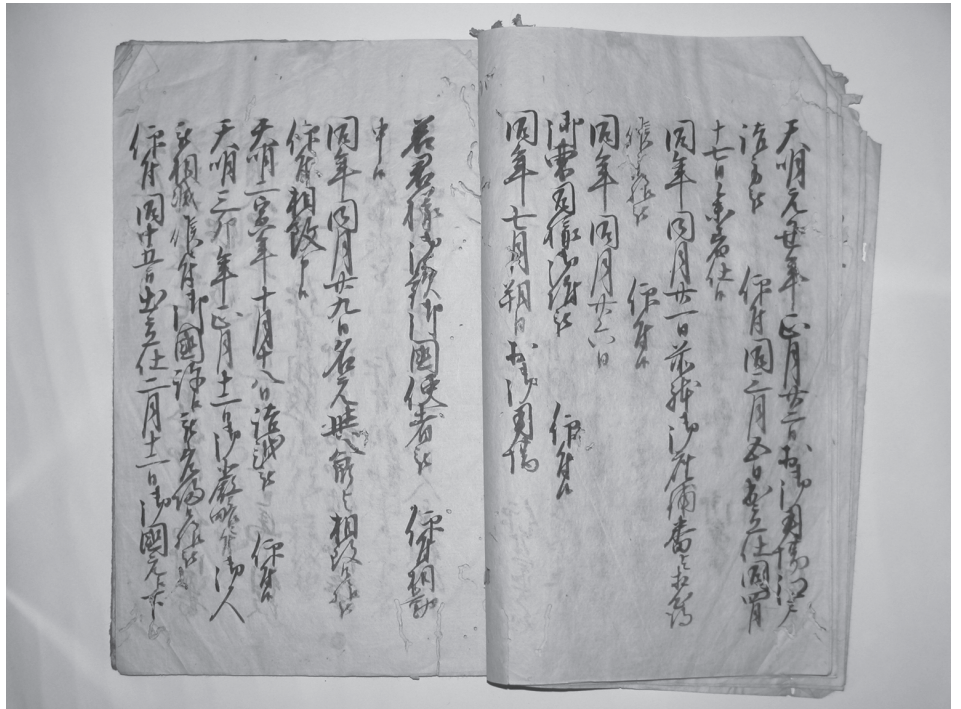
5 枚目



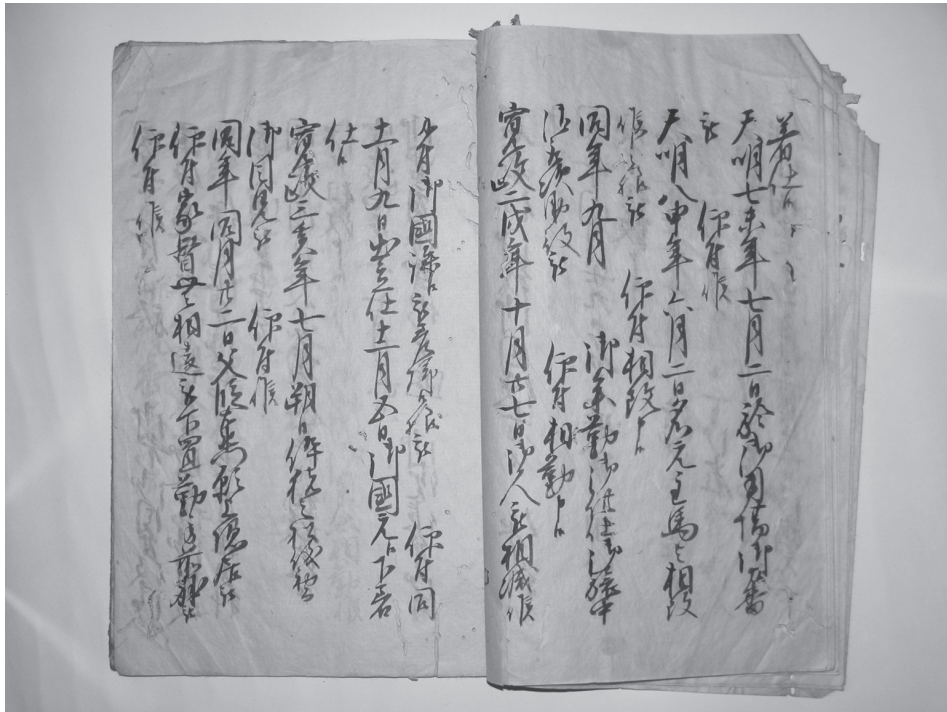
6 枚目



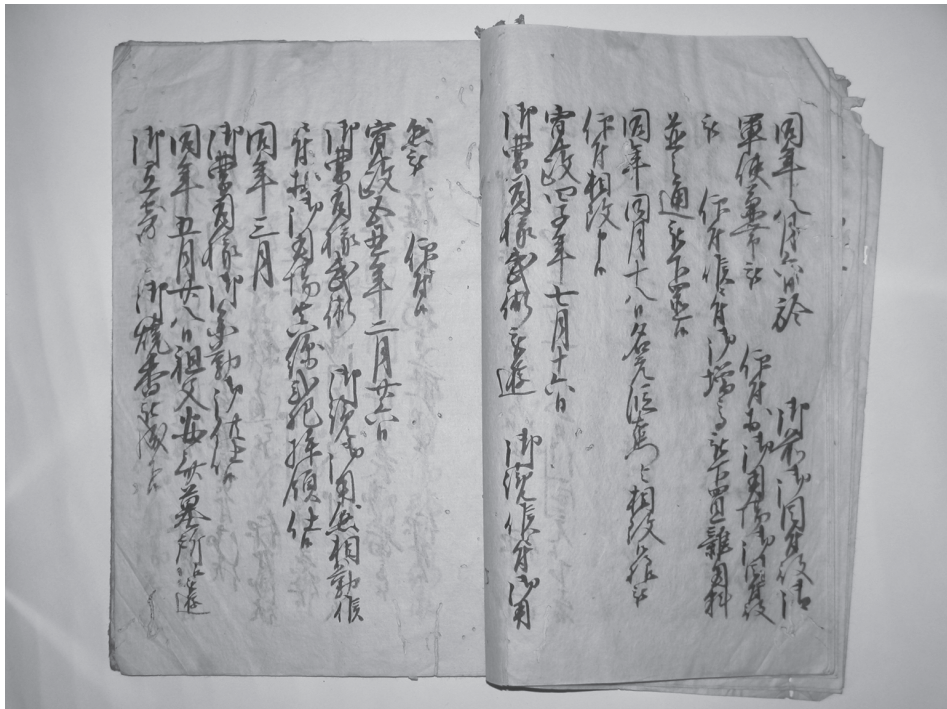
7 枚目



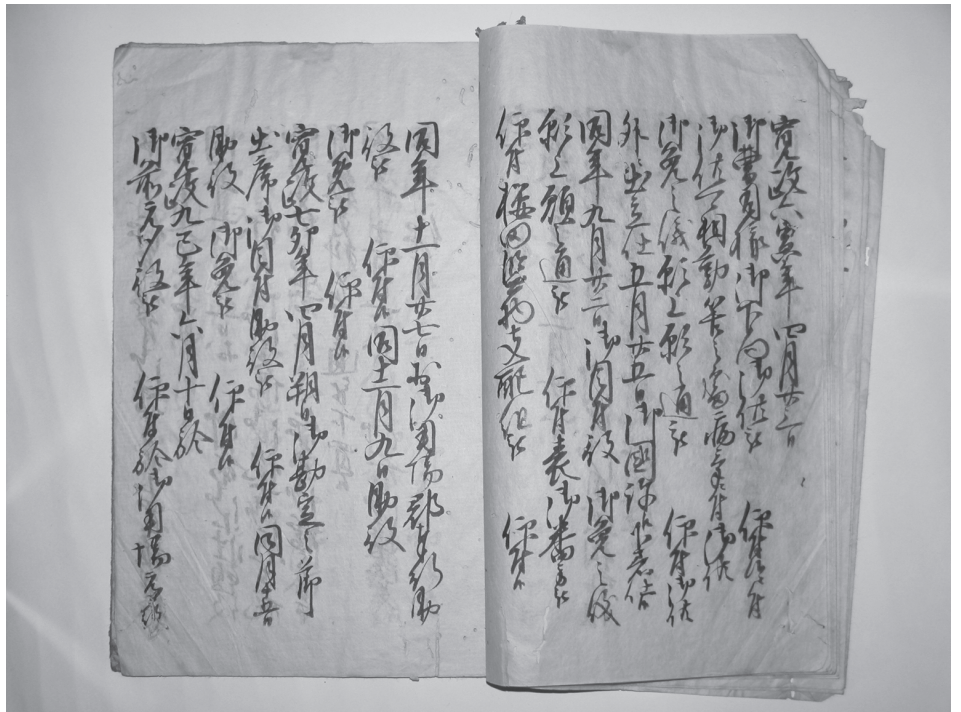
8 枚目



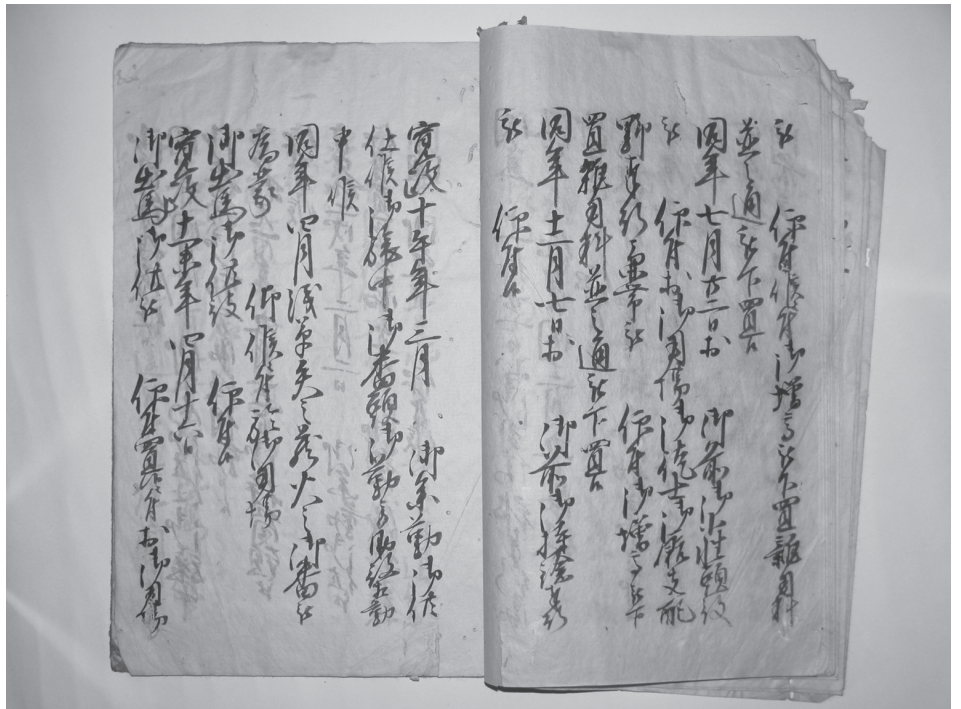
9 枚目



10 枚目

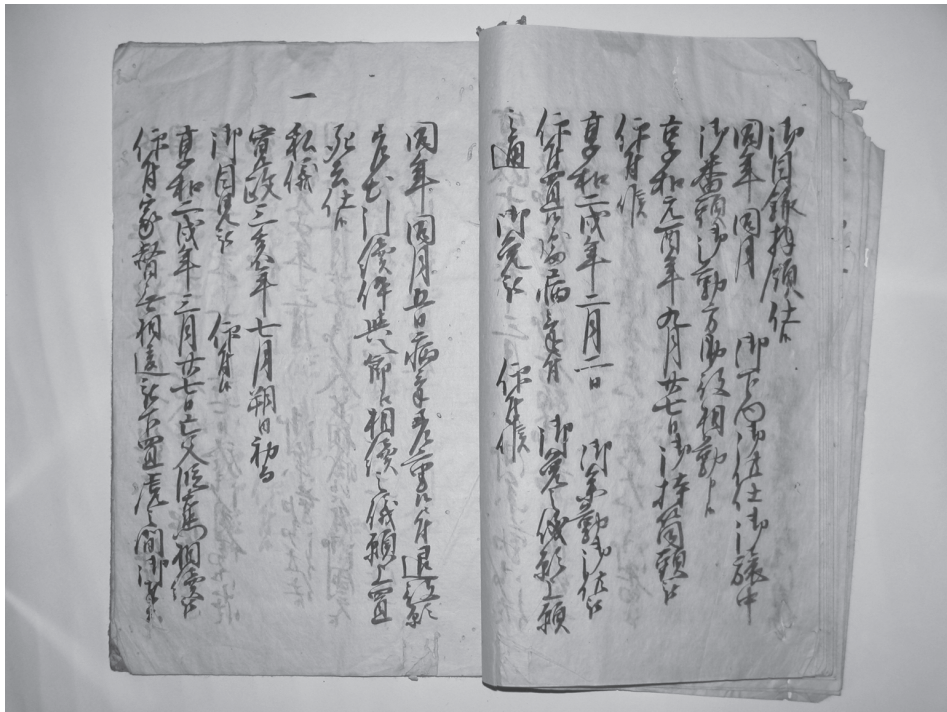


11 枚目

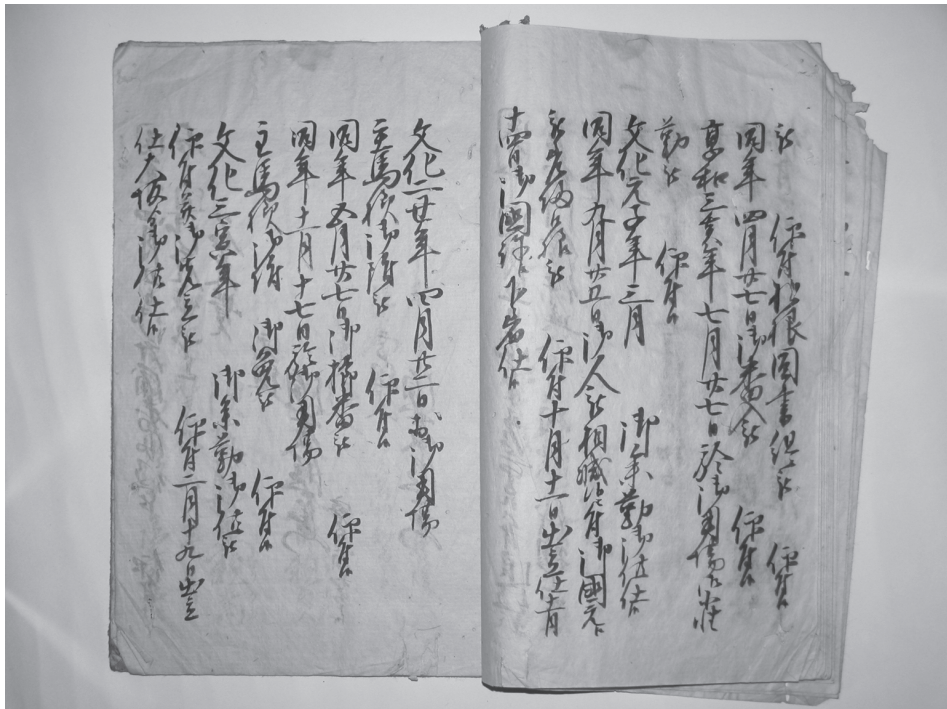


12 枚目

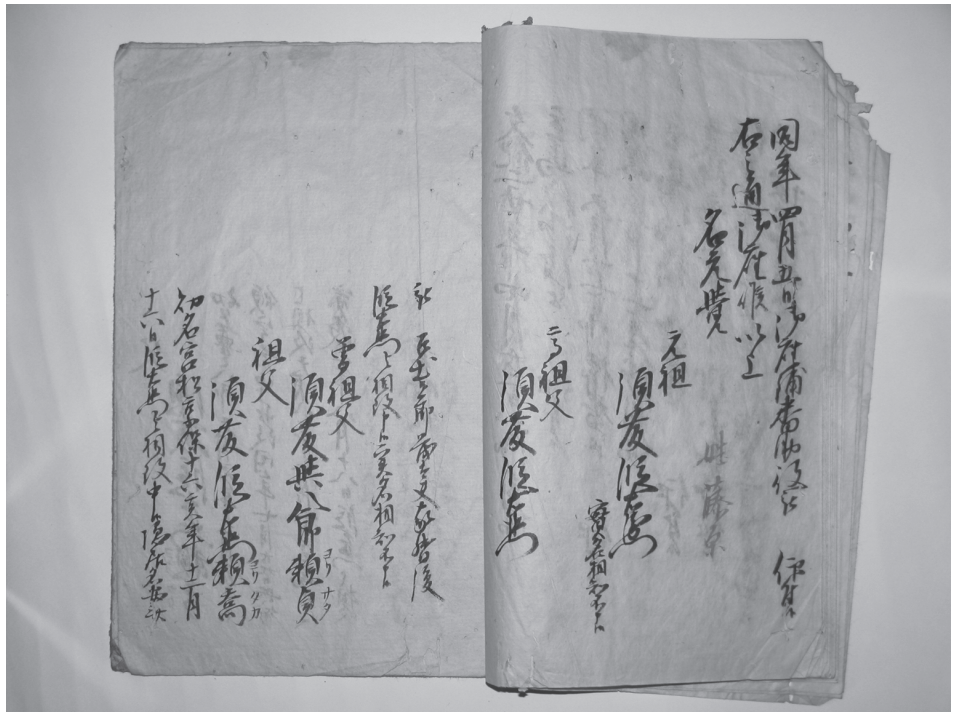
13 枚目



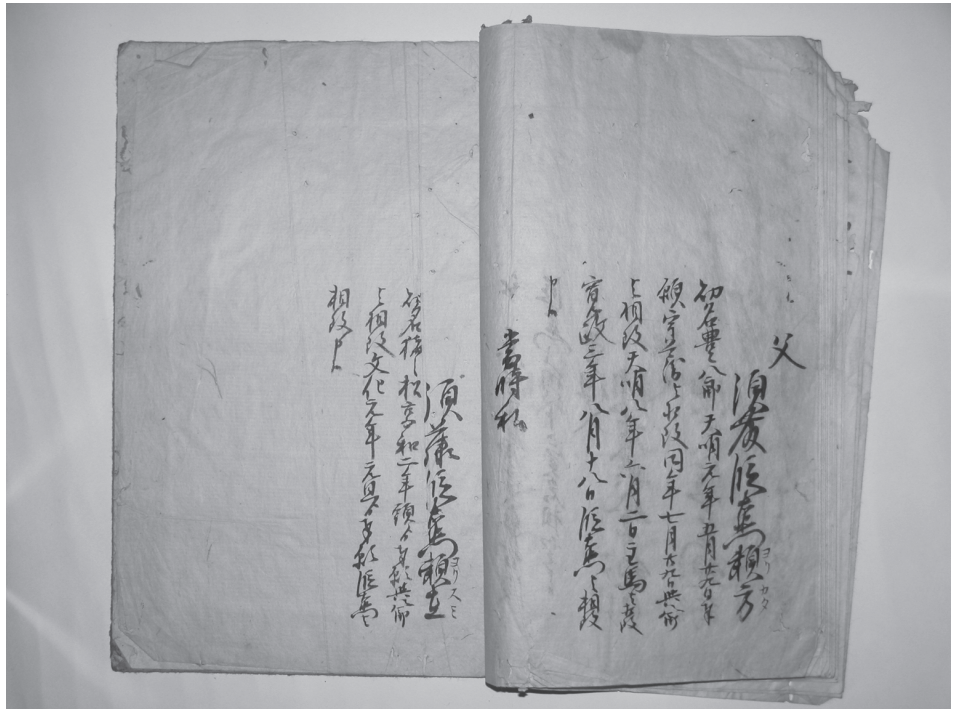
14 枚目



15 枚目

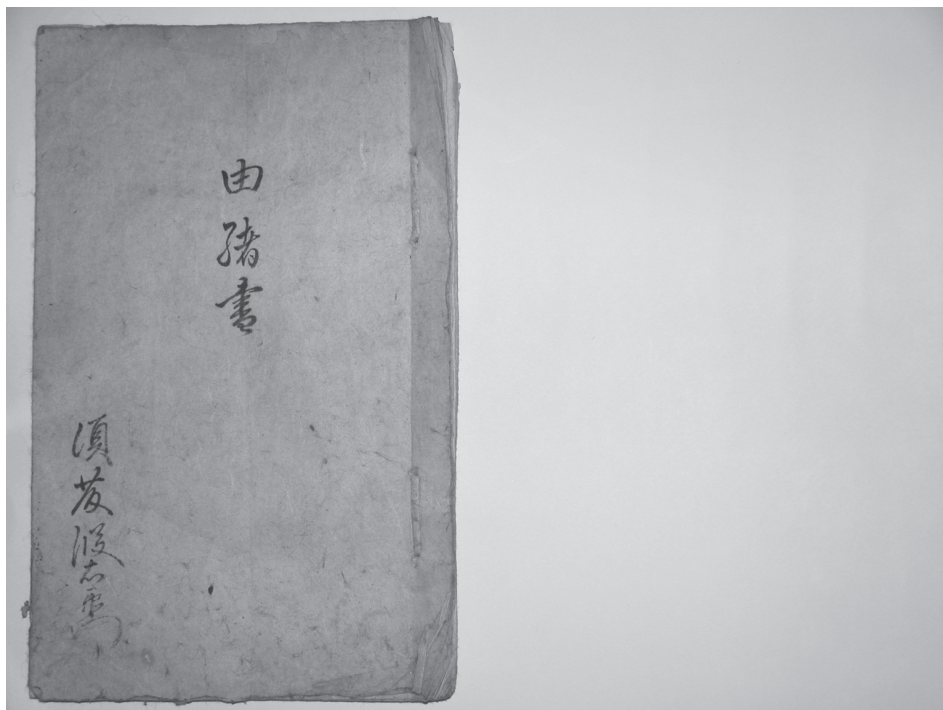


16 枚目

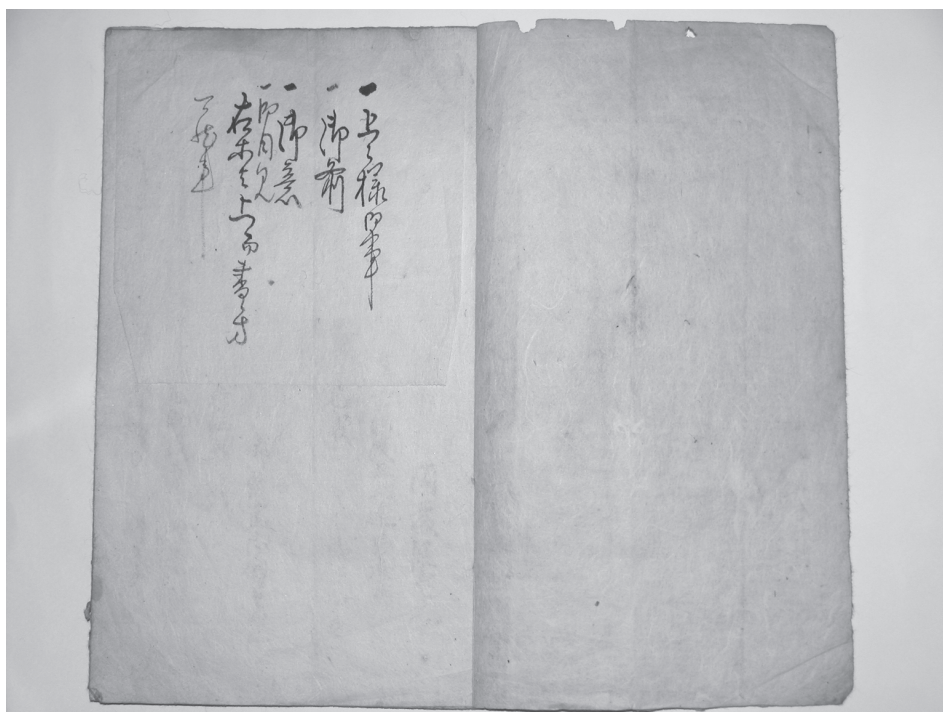


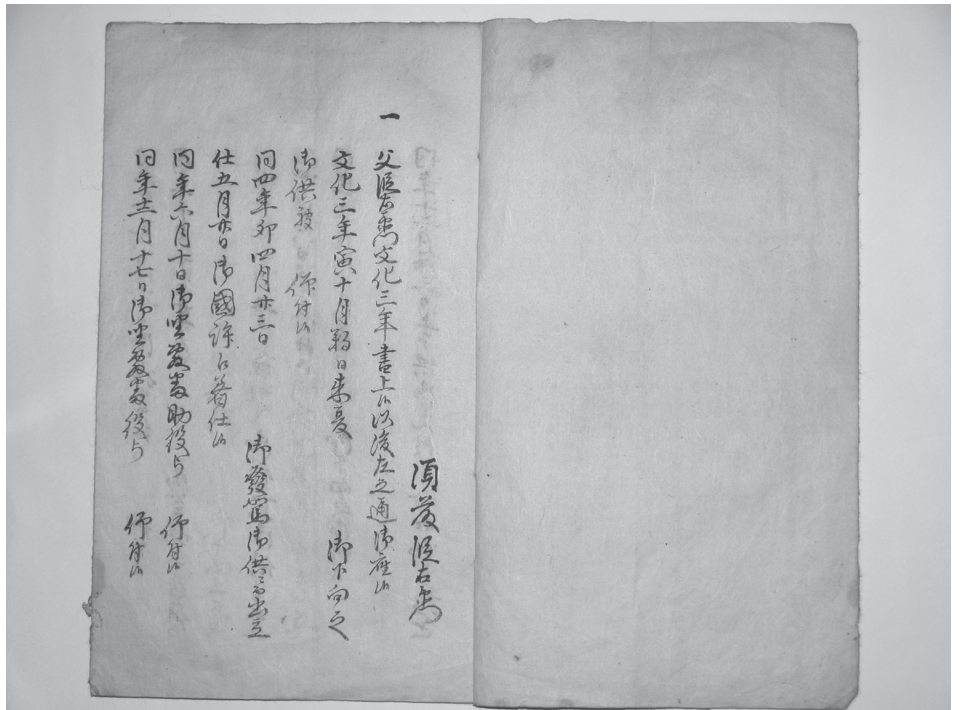
3.4 文化三年以後履歴書(縦帳:縦21.5cm×横13.5cm)

1枚目

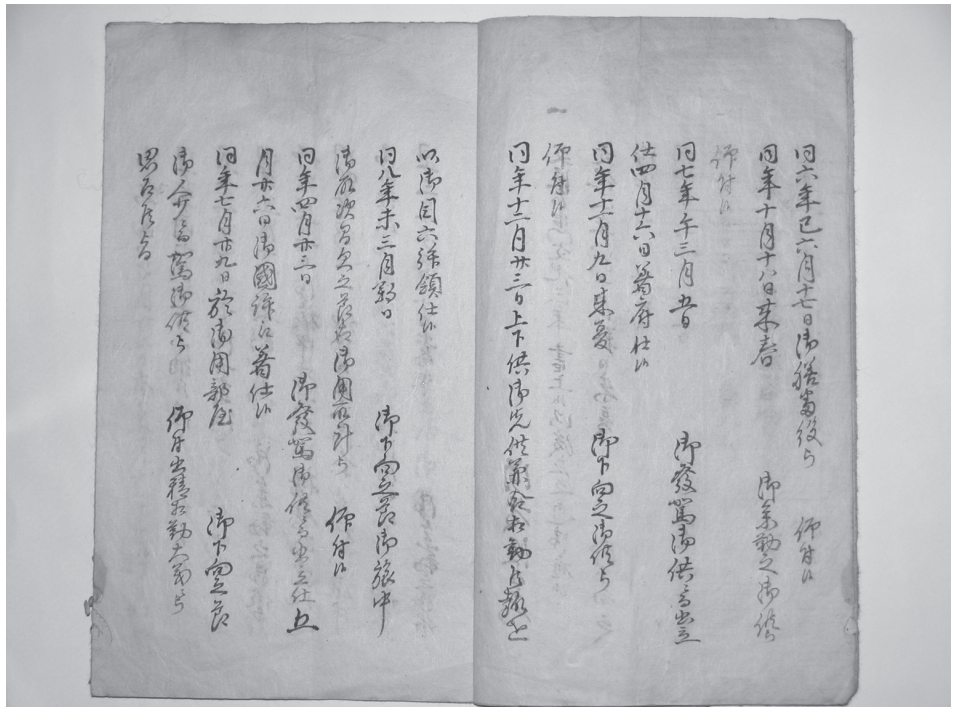


2枚目

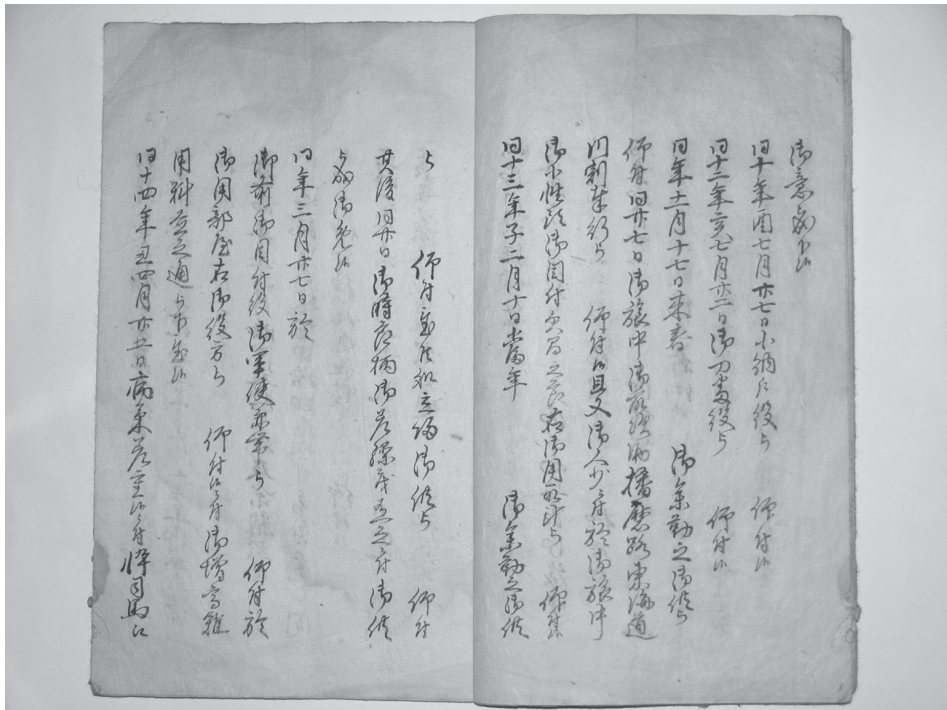




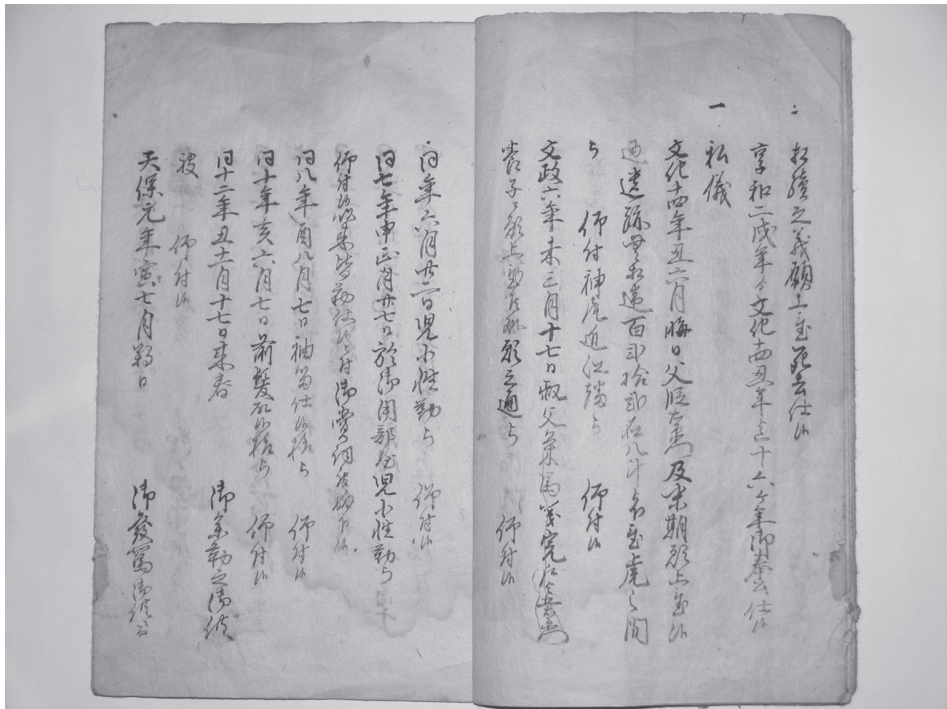
3 枚目



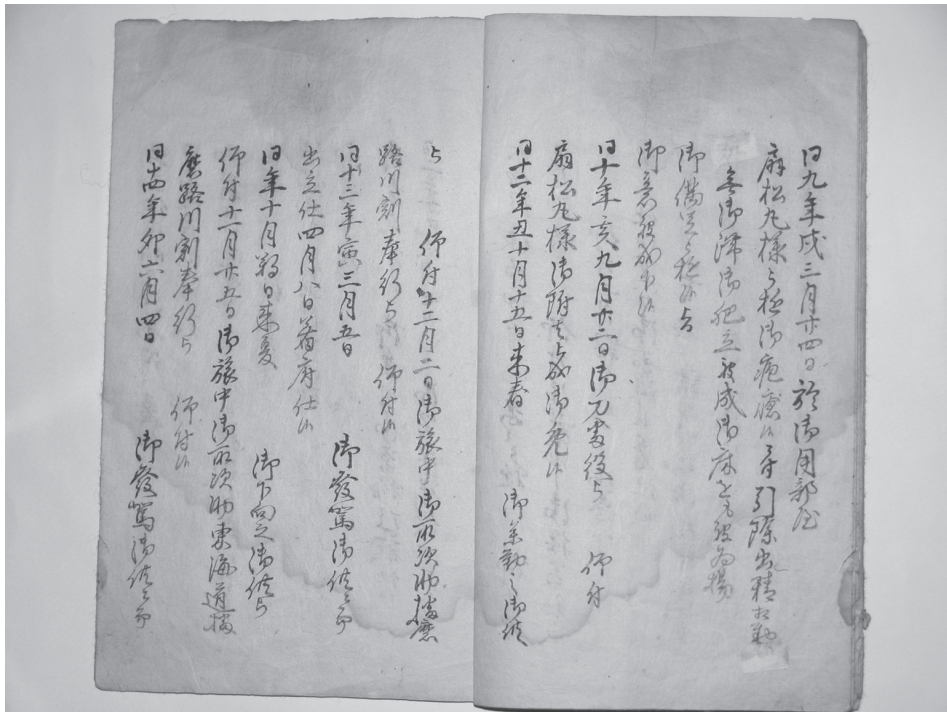
4 枚目



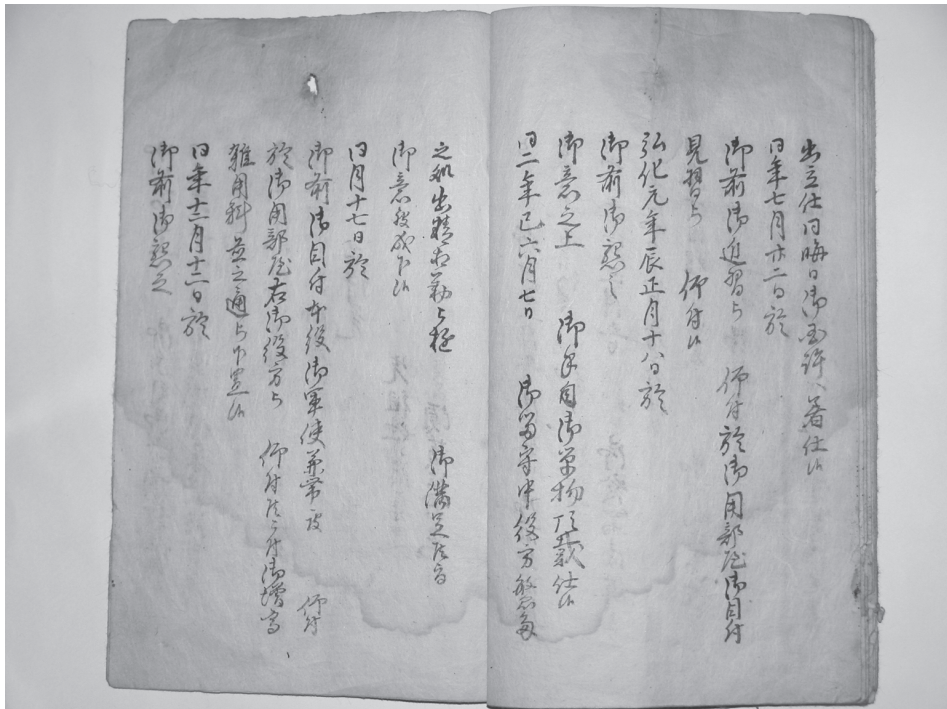
5 枚目



6 枚目



9 枚目



10 枚目

4. 結語

本稿では、宇和島藩家臣須藤氏の履歴史料の紹介を第一の目的とし、それらの紹介をとおして第4回までの「家中由緒書」と第5回以降のものではまったく性格が異なることを確認することを第二の目的とした。

須藤氏の履歴書が対象としている時期と藩庁編纂の「家中由緒書」が対象とする時期との対応をみると、第3回の「享保由緒書」に含まれる須藤氏由緒書が(1)「須藤與八郎履歴書」に、第4回の「明和由緒書」のものが(2)「享保六年以後履歴書」に、また第5回の「文政由緒書」が(3)「明和二年以後履歴書」と(4)「文化三年以後履歴書」のうち文政13年までの記述に対応していた。

須藤氏の履歴書の原文を示し、そのことによって、「須藤與八郎履歴書」が第3回の「享保由緒書」に含まれる須藤氏由緒書と同じものであり、また「享保六年以後履歴書」が第4回の「明和由緒書」に含まれる須藤氏由緒書と同じものであることを確認した。他方、(3)「明和二年以後履歴書」と(4)「文化三年以後履歴書」は第5回の「文政由緒書」に含まれる須藤氏の由緒書とは異なるものであることを確認した。

第3回、第4回の「家中由緒書」は、家臣の立場から記述された履歴書が手を加えられずにそのままとめられたのに対して、第5回の「文政由緒書」はそうではなかったということである。「文政由緒書」は、家臣から提出された履歴書の記述を藩庁が取捨選択し、家臣を統制する立場から表現を改め、さらに家族の出生や死亡などの記録を付け加えて、個々の当主の家族史として再構成したものであった。第6回の「弘化由緒書」以降の「家中由緒書」には須藤氏のものが含まれていないため比較検討はできない。そうではあるが、第8回の「明治由緒書」までの「家中由緒書」の記述内容は「文政由緒書」のものと変わらないため、第5回の「文政由緒書」と同じ作成過程を想定できる。したがって、藩庁で編纂された「家中

由緒書」については、第4回までの「家中由緒書」と第5回以降の「家中由緒書」は同じ「家中由緒書」という名称を有しているが、両者の編纂方針はまったく異なるものであったと考えることができるのである。

刊行史料

近代史文庫宇和島研究会編 1978、『家中由緒書上』、近代史文庫宇和島研究会。

近代史文庫宇和島研究会編 1979、『家中由緒書中』、近代史文庫宇和島研究会。

近代史文庫宇和島研究会編 1980、『家中由緒書下』、近代史文庫宇和島研究会。

これらの刊行史料については、それぞれ『家中由緒書上』、『家中由緒書中』、『家中由緒書下』と表記する。

引用文献

愛媛県史編さん委員会編 1987、『愛媛県史近世上』、愛媛県。

愛媛県史編さん委員会編 1988、『愛媛県史近世下』、愛媛県。

木村礎他編 1990、『藩史大事典 第6巻 中国・四国編』、雄山閣出版。

福井保 1987、『江戸幕府編纂物 解題編』、雄松堂。

三好昌文 1978、「『家中由緒書』について(一)」、『家中由緒書上』、pp.1-11。

三好昌文 1979、「解説『家中由緒書』について(二)」、『家中由緒書中』、pp.1-5。

三好昌文 1980、「解説『家中由緒書』について(三)」、『家中由緒書下』、pp.1-10。

村越一哲 2011、「人口史料としての宇和島藩『家中由緒書』再考」、三田商学研究、第54巻、第5号、pp.21-38。

注

- 1 第1回から第3回までの「家中由緒書」は『家中由緒書 上』、第4回のは『家中由緒書 中』、第5回から第8回までのものは『家中由緒書 下』に所収されている。
- 2 村越（2011）をみよ。
- 3 永続的な史料保存を視野に入れ、確実な公開方法のひとつとして紙媒体による刊行（影印）を選択した。
- 4 宇和島藩については愛媛県史編さん委員会編（1987）、pp.559-682、愛媛県史編さん委員会編（1988）、pp.683-727 および木村他編（1990）、pp.538-552を参照。
- 5 「須藤與八郎」、『由緒書 上』、p.142。
- 6 「須藤與八郎」、『家中由緒書 上』、p.310。
- 7 「須藤段右衛門」、『家中由緒書 中』、pp.139-140。
- 8 「須藤段右衛門」、『家中由緒書 下』、p.196。
- 9 履歴書以外の須藤氏の史料紹介については別稿を予定している。
- 10 『家中由緒書 中』、pp.411-414。
- 11 同じ内容を持つ「写」と考えられる縦帳（縦26.5cm×横18.5cm）がある。その表紙には、「×四『三ト同一ナリ書直シナルベシ』」と記されている。
- 12 表紙に「弘化三年差出控 由緒書 須藤段右衛門」と記された、同じ内容を持つ、「写」と考えられる縦帳（縦25cm×横17.5cm）がある。

**Title: Photographic records of the career history of the Daimyo retainers in Uwajima-Han
by MURAKOSHI Kazunori**

[Abstract] The records of the career histories of the successive family heads of the Daimyo retainers in Uwajima-Han were compiled eight times under the title of 'Kachu-Yuishogagi' in Tokugawa era. Murakoshi (2011) showed that, while the first four compilations of 'Kachu-Yuishogagi' are merely a collection of career histories, the fifth and subsequent ones include demographic events and effectively amount to a collection of family history records of the Daimyo retainers. This finding was obtained by the comparison of the entry of Sudo Family in 'Kachu-Yuishogagi' and copies of the career history records Sudo family kept. This paper discusses and substantiates the above finding, presenting the photographs of the original records of Sudo family that were omitted in the previous paper owing to the limited space.

[Key Words] Historical Demography, Archives, Family History, Career Histories, Uwajima-Han